

福生市男女共同参画行動計画（第6期）
（案）

福生市

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨	2
2 基本理念.....	2
3 計画の性格と役割.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画策定の背景	5
第2章 福生市の現状と課題.....	11
1 統計から見る本市の現状	12
2 市民意識調査結果から見る男女共同参画に関する意識	23
3 福生市男女共同参画行動計画（第5期）の実績.....	35
4 福生市における男女共同参画社会形成に向けての課題	39
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 主要課題.....	44
2 施策の体系.....	45
第4章 計画の展開.....	47
主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進.....	48
主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進.....	55
主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶.....	61
主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	66
第5章 計画の推進.....	73
1 計画の推進	74

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成 11 年（1999 年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法*」では、男女共同参画社会の実現が、「21 世紀の我が国の最重要課題の一つ」として位置付けられました。これを受けて、法制度の整備等、様々な取組を展開してきましたが、近年では、DV（ドメスティック・バイオレンス）*等の暴力や、女性の職業生活における活躍の推進等に対する取組も進められています。男女平等の意識づくりや環境づくりが進められる中で、性別による差別や不平等の状況は改善されつつありますが、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）*は依然として男女の意思決定や役割分担に影響を与えています。

世界経済フォーラムが発表した、令和 2 年（2020 年）の各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数*において、日本の総合スコアは 0.652、順位は 153 か国中 121 位と低く、特に政治分野における不平等の度合いが高いことが課題となっています。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法において定義されています。男女共同参画社会を目指すことは全ての人々が尊重し合い、多様性に富んだ、持続可能な社会を実現させるために重要な要素の一つです。

福生市（以下「本市」といいます。）においても、平成 28 年（2016 年）に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）」に基づき各種施策の推進に努め、あらゆる男女の人権が尊重される社会づくりに努めてきました。一方で、少子高齢化の進行や雇用環境の変化に伴い、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組まなければならない新たな課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、更に推進・発展させるための指針として、「福生市男女共同参画行動計画（第 6 期）」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

2 基本理念

本市では平成 8 年（1996 年）に「福生市女性行動計画—ふっさ女性プラン—」を策定して以降、社会の動きに対応しながら女性の地位向上とエンパワーメント*に向けて様々な施策に取り組んできました。

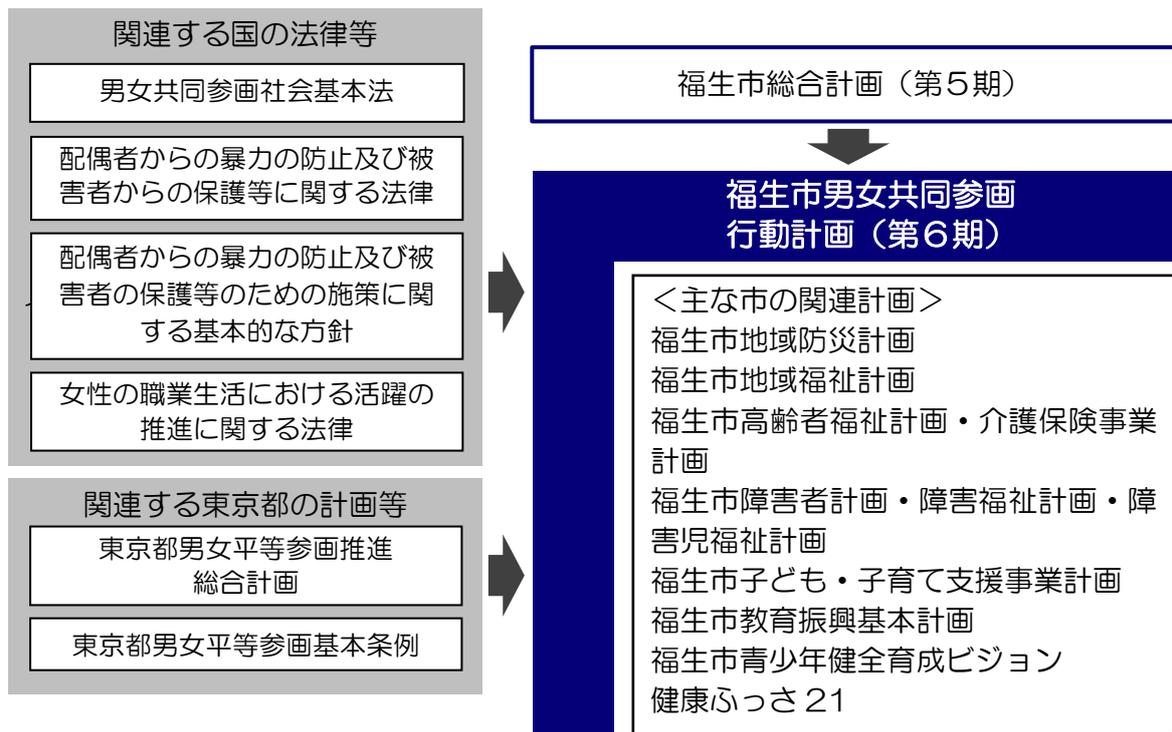
男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、女性も男性も互いに自立し、性別にとらわれることなく個人の自由な意思で生き方を選択できる環境づくりが重要です。

本市は、これまで取り組んできた、男女が尊重し合う男女共同参画社会のための施策を更に発展させ、「互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり」を本計画策定に当たっての基本理念とします。

3 計画の性格と役割

- (1) 本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「市民意識調査」といいます。）の結果や、「福生市男女共同参画審議会」からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた本市の総合的な施策の指針とするものです。
- (2) 本計画を、以下の法律に基づく各計画として位置付けます。
 - ・「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第 2 条の3第3項に基づく市町村基本計画
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条の2に基づく市町村推進計画
- (3) 本計画は、「福生市総合計画（第5期）」における分野別計画として位置付けられています。（施策：多様性を認め合う、基本事業：人権の尊重）
- (4) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」との整合性を図っています。

■計画の位置付け



4 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。大幅な社会情勢の変化や国・都の動向に対応して、必要に応じて適宜、見直しを行います。



【本計画の計画期間について】

本市では第5期計画まで、男女共同参画行動計画の計画期間を5年間とし、国の男女共同参画計画の改定と同時期に新たな本市の計画策定を進め、男女共同参画行動計画を策定してきましたが、国の計画策定後に本計画を見直した新たな計画を策定し、国の方針を反映することができるよう、今回の計画は6年間とします。

5 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 昭和 50 年（1975 年）を国際連合が「国際女性年」、それに続く 10 年を「国際女性の 10 年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に掲げた「世界行動計画」が採択されると、目標達成に向けての各国での取組が急速に進みました。
- 昭和 54 年（1979 年）にニューヨークで開催された「第 34 回国連総会」において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組が大きく前進しました。日本では昭和 60 年（1985 年）にこの条約を批准しました。
- 昭和 60 年（1985 年）には、「『国連女性の 10 年』ナイロビ世界会議（第 3 回世界女性会議）」が開催され、「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。また、10 年後の平成 7 年（1995 年）に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において、ナイロビ将来戦略の評価・見直しとともに、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、現在の女性政策の世界的な指針となりました。
- 平成 12 年（2000 年）には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の目的と目標達成への決意を表明する「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。
- 平成 17 年（2005 年）の「第 49 回国連女性の地位委員会〔国連「北京+10」世界閣僚級会合〕」、平成 22 年（2010 年）の「第 54 回国連女性の地位委員会〔国連「北京+15」世界閣僚級会合〕」、平成 27 年（2015 年）の「第 59 回国連女性の地位委員会〔国連「北京+20」世界閣僚級会合〕」では、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況が協議され、一層の取組を求める宣言が採択されています。
- 平成 23 年（2011 年）に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）」を中心に、女性の地位向上を求める動きはますます活発化しています。更に、「国際環境・開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」等の様々な国際会議において、環境、人口、貧困等の地球規模の問題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

- 平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）*が採択されました。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。目標5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが位置付けられました。
- 令和元年（2019 年）の G20 大阪サミットにおいて採択された G20 大阪首脳宣言では、「女性のエンパワーメント」の項目において「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」ことが明記され、雇用環境による差別等の女性に対する差別を解消するために行動すること、女児・女性教育及び訓練への支援を継続することが示されました。

(2) 国の動き

【男女共同参画社会の実現に向けて】

- 昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」を契機に、国内でも男女平等に関する法律や制度の整備が進められました。平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会形成の一層の推進を図ることを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 19 年（2007 年）には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の実現が求められました。また、同年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）も改正されています。
- 平成 21 年（2009 年）には、父親も子育てに関わることができる働き方の実現に向けて「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が大幅に改正されました。
- 平成 27 年（2015 年）には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。「第4次男女共同参画基本計画」は令和2年度（2020 年度）内に改定する予定となっており、第5次基本計画策定専門調査会において、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について検討を進めています。

【あらゆる暴力の根絶に向けて】

- 平成 13 年（2001 年）に公布・一部施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、改正が繰り返されています。平成 25 年（2013 年）には同法が一部改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。
- 平成 25 年（2013 年）には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正されました。電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知等、被害者の関与の強化といった措置が講じられることとされています。
- 令和元年（2019 年）、配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定成立しました。児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化され、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明示されました。
- 令和元年（2019 年）には労働施策総合推進法が改正され、パワー・ハラスメント*対策として雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。中小企業は、令和 4 年（2022 年）3 月 31 日までの間、努力義務となります。
- 令和 2 年（2020 年）に「セクシュアルハラスメントに関するハラスメント*防止のための指針」が改正されました。この改正により、セクシュアル・ハラスメント*等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化され、セクシュアル・ハラスメント等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されるなど、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化されました。

【あらゆる分野における女性の活躍促進に向けて】

- 平成 27 年（2015 年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。女性活躍推進法は令和元年（2019 年）に改正され、「一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大」、「女性活躍に関する情報公表の強化」、「特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設」の 3 点が新たに盛り込まれました。

- 平成 28 年（2016 年）に「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。この指針は、女性の活躍推進の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向け、公共調達及び補助金の分野においてインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション*等を推進することを目的とするものです。
- 平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。この法律では、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。基本原則として、「①衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること」「②男女がその個性と能力を十分に発揮できること」「③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること」の 3 点を設定し、国・地方公共団体の責務や、政党等の努力義務について定められています。

(3) 東京都の動き

- 平成 12 年（2000 年）、「男女共同参画社会基本法」を受け、「東京都男女平等参画基本条例」が施行されました。これに基づき、平成 14 年（2002 年）には、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」が策定され、男女平等に関する取組を積極的に推進してきました。
- 平成 18 年（2006 年）には、配偶者暴力について、「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、その後 2 回の改定が図られるなど、配偶者暴力を体系的に示しながら取組が進められています。また、配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」が設置されています。
- 平成 19 年（2007 年）には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」等を軸に据えた「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2007」が策定され、更に平成 24 年（2012 年）に新たな重点課題を加えた計画が「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」として改定されました。
- 平成 28 年（2016 年）に「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。この白書は、全ての女性が働く場をはじめ、家庭や地域生活も含めたあらゆる場で活躍できること、そして活躍の先にある「幸せ」や「ゆとりある生活」を実現できる社会の実現を目指して、男性も女性も生き生きと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けて現状や課題、取組の方向性をまとめたものです。

- 平成 29 年（2017 年）に、女性活躍推進法第 6 条に基づく「女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 1 項に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例第 8 条に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定され、男女が平等に参画できる社会の実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。

(4) 福生市の動き

- 平成 8 年（1996 年）に「福生市女性行動計画一ふっさ女性プランナー」を策定し、様々な女性施策に取り組んできました。その後、男女共同参画社会基本法等の新たな法律の制定を受け、平成 13 年（2001 年）にそれを引き継ぐ形の「福生市男女共同参画行動計画一ふっさ女性プランナー（第 2 期）」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた様々な取組を進めてきました。
- 平成 22 年（2010 年）には「福生市男女共同参画審議会」を設置し、複数の視点から計画を検討する動きを整えました。また、同年 4 月に、計画に基づく事業の推進を図るため、庁内に「福生市男女共同参画事業推進本部」を設置し、平成 26 年（2014 年）7 月に「福生市男女共同参画事業推進会議」へと、名称を変更しました。
- 平成 28 年（2016 年）に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）」では、「あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり」を基本理念として、本市における男女共同参画社会の更なる推進のための施策を進めました。

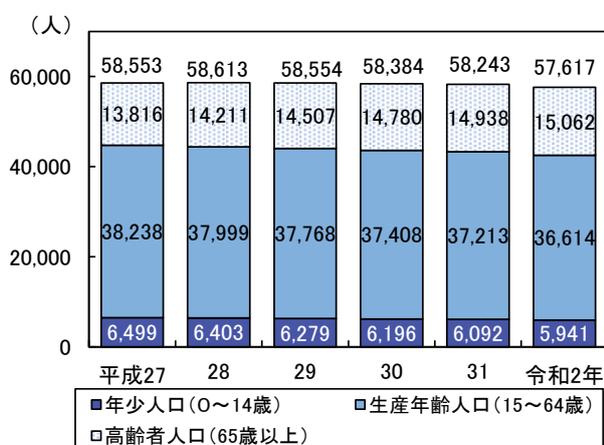
第2章 福生市の現状と課題

1 統計から見る本市の現状

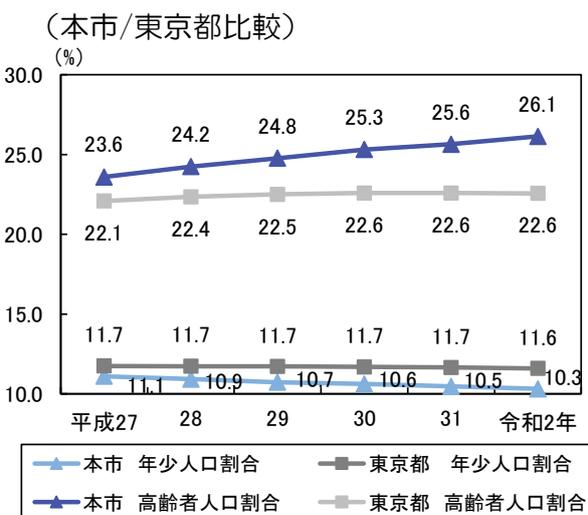
(1)人口の状況

本市の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別で見ると、年少人口と生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加しています。年少人口割合と高齢者人口割合の推移を見ると、高齢者人口割合は平成27年から2.5ポイント増加、年少人口割合は0.8ポイントの減少となっています。都と比較して高齢化の進行が速くなっています。

■年齢3区分別人口の推移（本市）



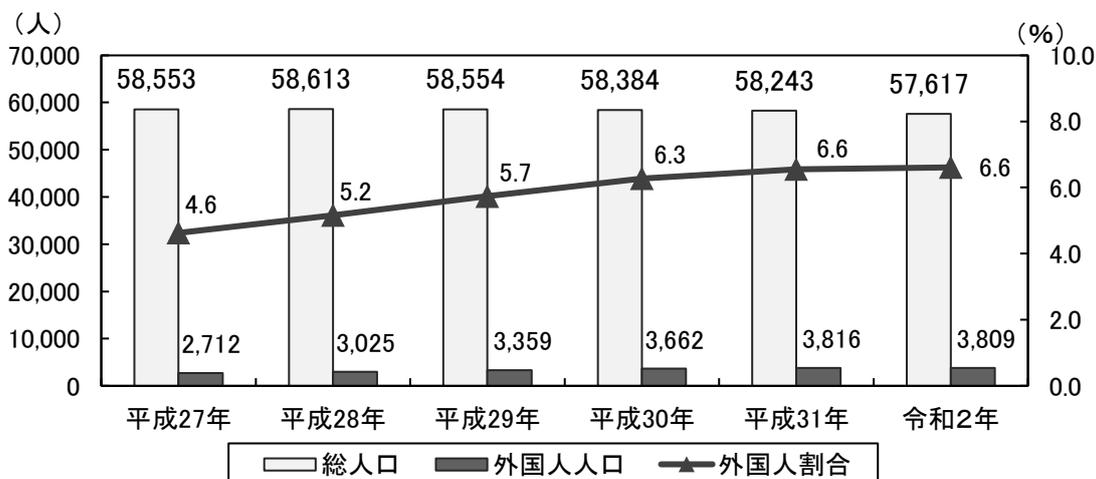
■年少人口割合と高齢者人口割合の推移（本市/東京都比較）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

本市の外国人人口は、平成31年から令和2年にかけてわずかに減少していますが、増加傾向にあります。外国人人口割合も増加傾向にあります。

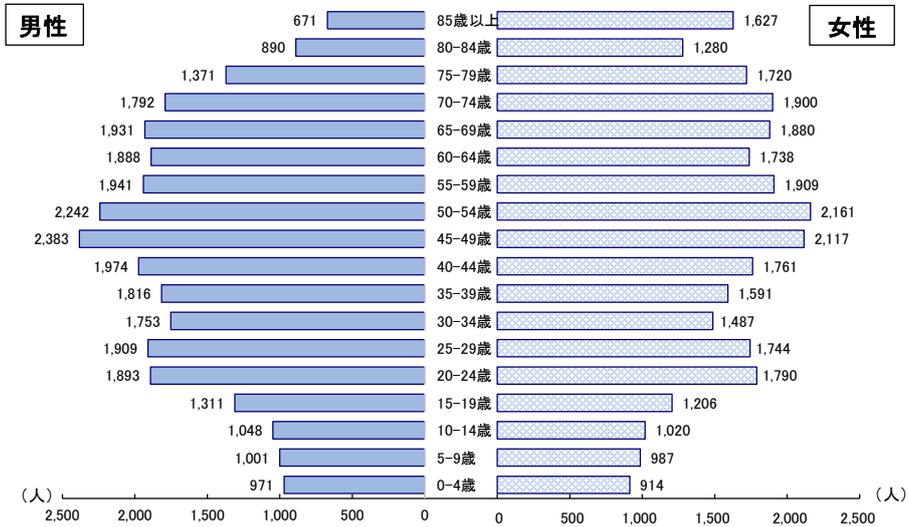
■外国人人口割合の推移（本市）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

人口ピラミッドを見ると、男女ともに20歳代と45～54歳が多くなっています。年少人口が減少し、高齢人口が増加している傾向から、今後も少子高齢化が更に進行することが予測されます。年少人口と生産年齢人口の減少を抑える対策が必要です。

■人口ピラミッド（本市）

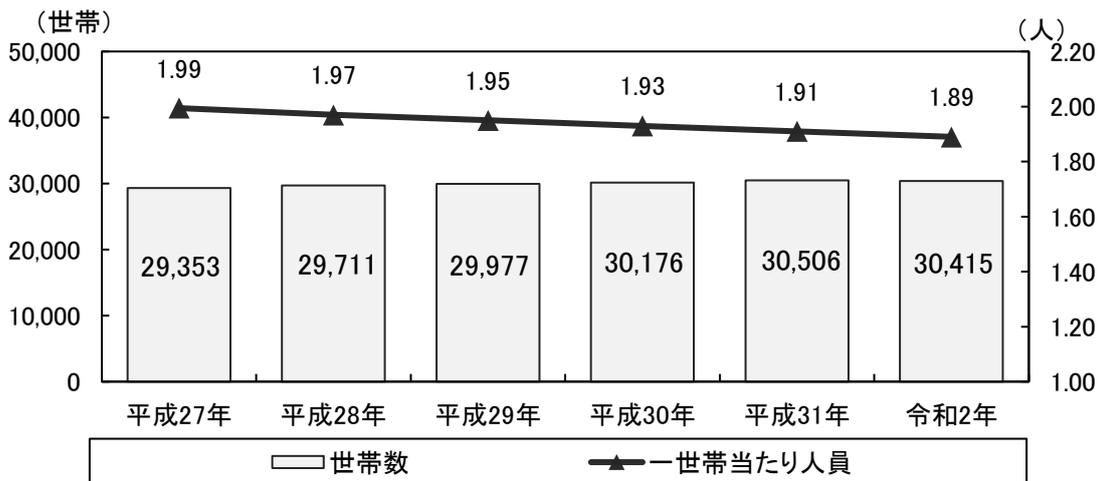


資料：住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

(2)世帯の状況

世帯数は令和2年にやや減少していますが、平成27年から平成31年までは増加傾向にあります。また、一世帯当たり人員は減少傾向にあります。

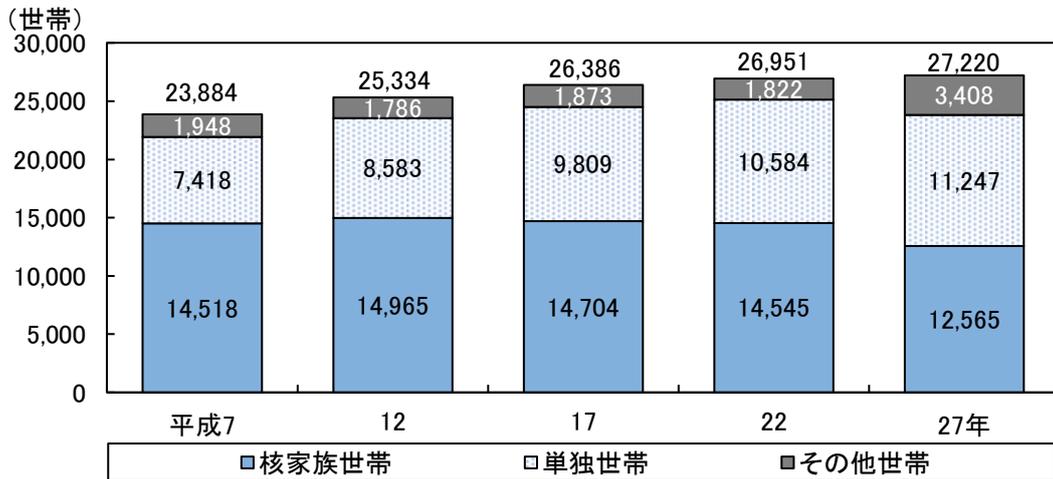
■世帯数及び一世帯当たり世帯人員の推移（本市）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

世帯数の推移を家族類型別に見ると、平成 22 年から平成 27 年にかけて単独世帯数が増加し、核家族世帯が減少しています。世帯の少人数化により家庭内での育児や介護の負担が大きくなることが予測されることから、育児や介護サービスの充実がより一層重要になる可能性があります。

■家族類型別世帯数の推移（本市）

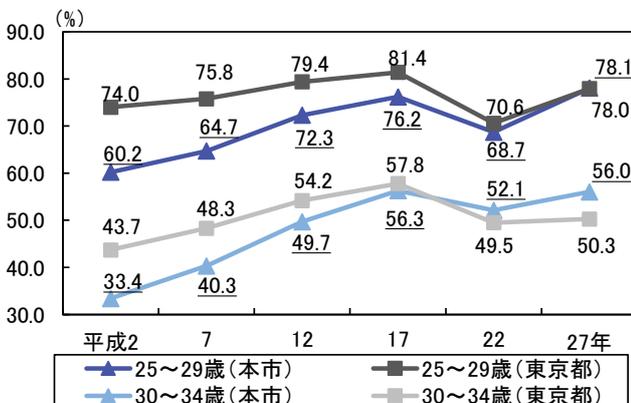


資料：国勢調査

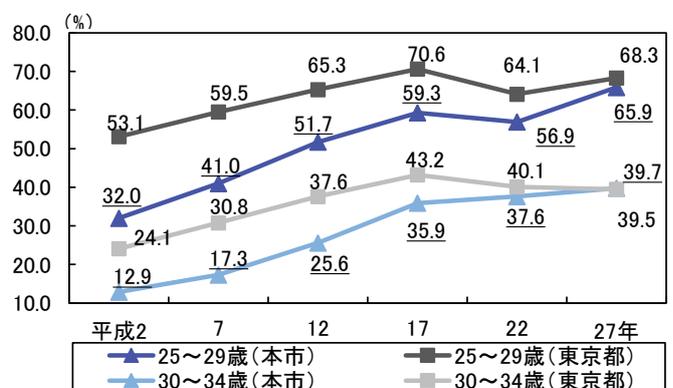
(3)結婚・出産・保育の状況

25～34歳の未婚率は、平成17年まで男女ともに上昇を続けていましたが、女性の30～34歳を除き平成22年で一度下降しています。平成27年には再び上昇に転じています。都と比較して未婚率は低い傾向にありましたが、男性の30～34歳では平成22年に逆転し、25～29歳も都と同水準になっています。女性も平成22年以降差が縮まっています。

■男性の未婚率の推移（本市/東京都比較）



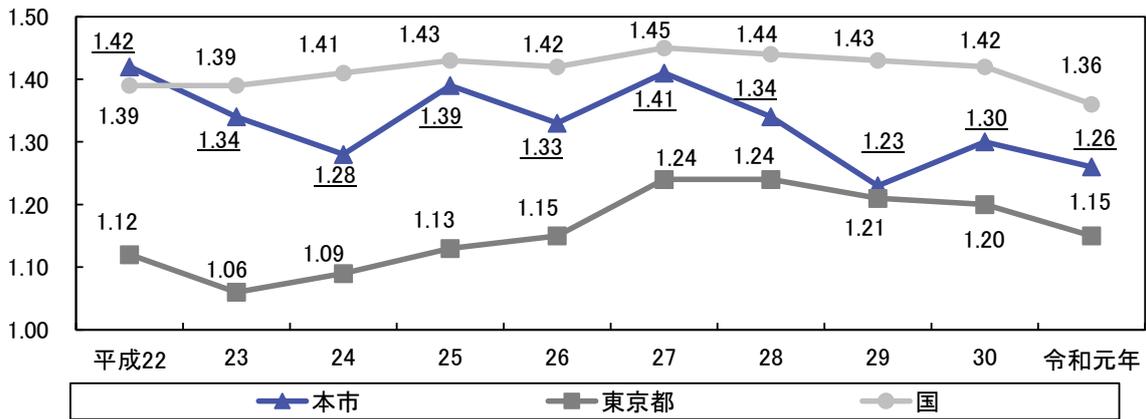
■女性の未婚率の推移（本市/東京都比較）



資料：国勢調査

令和元年の本市の合計特殊出生率*は 1.26 となっており、過去 10 年間で最も低い平成 29 年の 1.23 に次ぐ 2 番目の低さとなっています。東京都と比較すると高い水準となっていますが、国と比較すると平成 23 年以降低い水準となっています。合計特殊出生率の減少は少子化や人口減少につながるため、安心して出産・子育てができる環境整備に向けて取り組む必要があります。

■合計特殊出生率の推移（本市/東京都/国比較）



資料：人口動態統計

本市では認可保育所の定員数の増加に取り組んでおり、平成 28 年度以降、4 月 1 日時点では待機児童は発生していません。

■認可保育所の定員数と待機児童数の推移（本市）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
定員(人)	1,359	1,359	1,369	1,385	1,395	1,395
待機児童数(人)	6	0	0	0	0	0

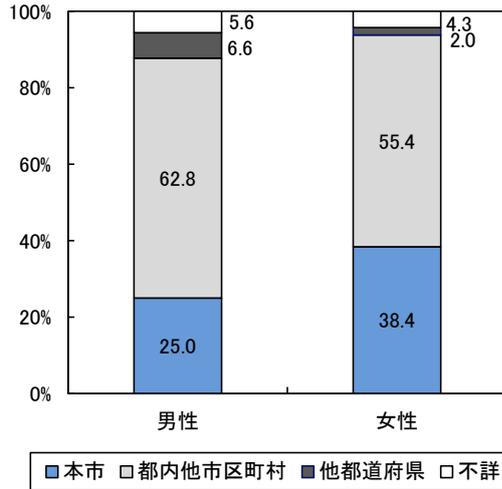
(各年 4 月 1 日現在)

(4) 就労の状況

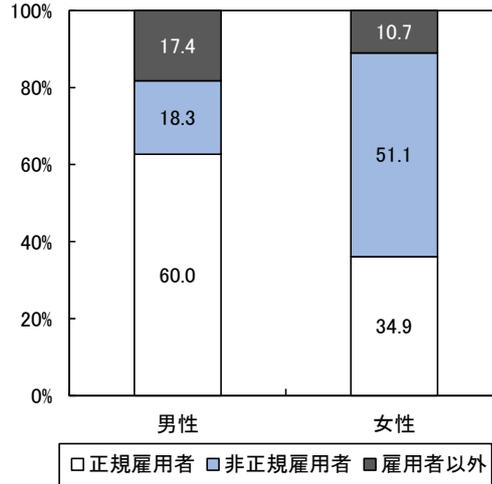
就業者の従業地は、男女ともに他市区町村が本市を上回っています。男性は女性より他市区町村が10ポイント高くなっています。

就業者の雇用形態を性別に見ると、男性は正規雇用者が60.0%で非正規雇用者を上回っているのに対し、女性は非正規雇用者が51.1%と半数を超えています。

■ 就業者の従業地（本市）



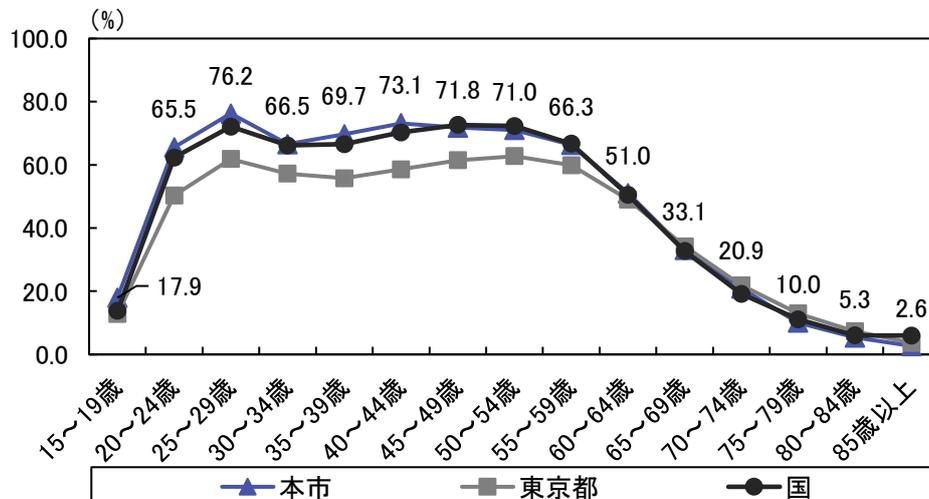
■ 就業者の雇用形態（本市）



資料：国勢調査（平成27年）

本市の女性の労働力率*は国とほぼ同じですが、15～64歳までは東京都と比較して高くなっています。本市では東京都と比較し、結婚・出産期に当る世代や子育て世代において、就業への意欲を持つ女性が多いことがうかがえます。

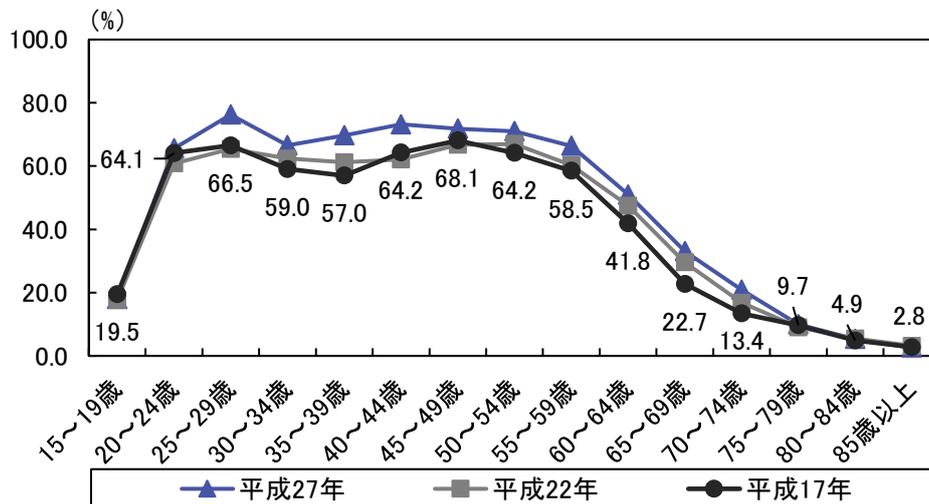
■ 5歳年齢階級別の女性の労働力率（本市/東京都/国比較）



資料：国勢調査（平成27年）
 ※データラベルは本市の数値

女性の労働力率を経年比較すると、平成 22 年から平成 27 年までにかけて 20～79 歳で上昇しています。M字カーブ*の底は浅くなっていますが、25～29 歳の労働力率の上昇が大きいので、M字カーブの傾向は残っています。また、M字カーブの底は、平成 22 年まで 35～39 歳でしたが、平成 27 年では 30～34 歳に移動しています。

■ 5 歳年齢階級別の女性の労働力率の推移（本市）

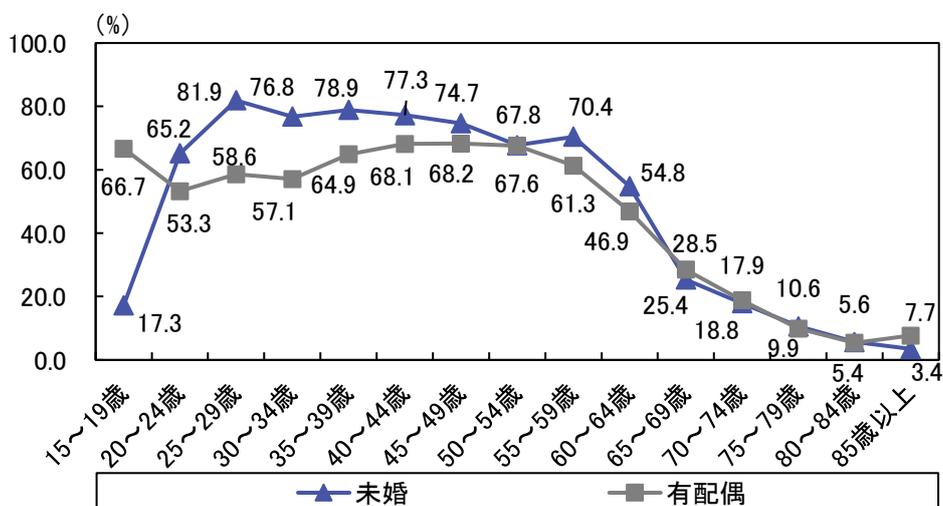


資料：国勢調査

※データラベルは平成 17 年の数値

本市の女性の未婚・有配偶別の就業率*は、20～64 歳で未婚が有配偶を上回っています。20～39 歳では 10 ポイント以上と差が大きくなっています。また、20～49 歳にかけて、有配偶女性の就業率は世代を追うごとに上昇しており、子どもの成長に応じて働く女性が増加していることがうかがえるため、保育等子育て支援に関わるサービスが求められます。

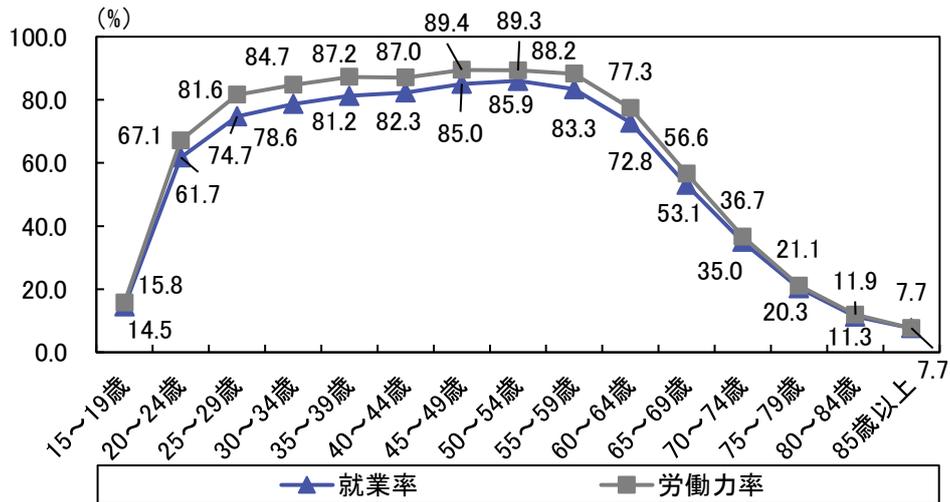
■ 女性の未婚・有配偶者別の就業率（本市）



資料：国勢調査（平成 27 年）

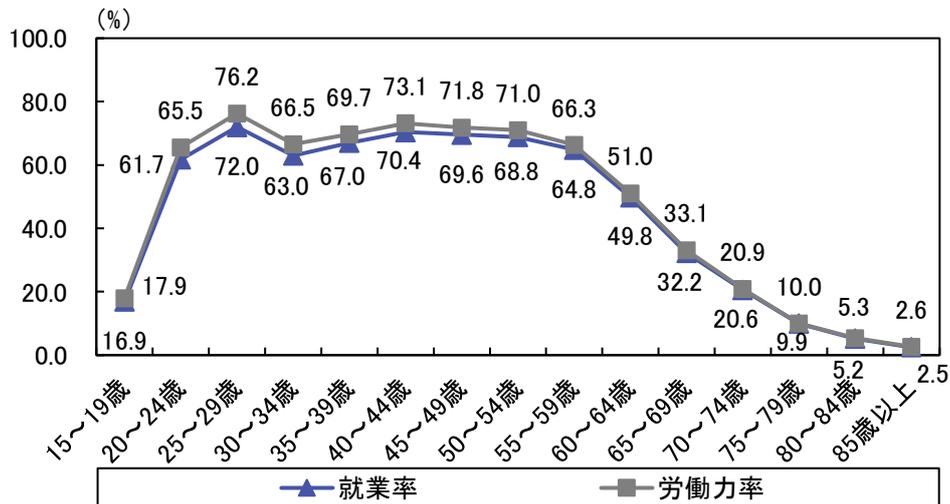
5歳階級別就業率と労働力率を比較すると、男性は20～39歳で5ポイント以上の差がありますが、女性は最も差が大きい25～29歳でも4.23ポイントとなっており、女性より男性の方が就職に結び付いていない人が多いことがうかがえます。男女ともに就職に結び付いていない人は20～30歳代で多くなっています。

■男性の5歳階級別就業率と労働力率（本市）



資料：国勢調査（平成27年）

■女性の5歳階級別就業率と労働力率（本市）



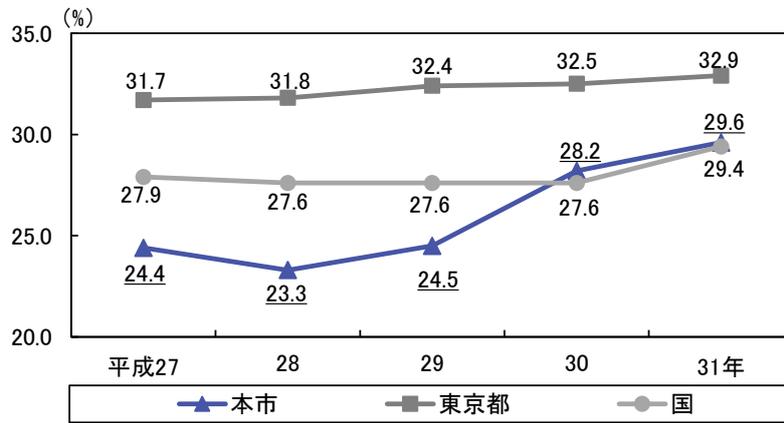
資料：国勢調査（平成27年）

(5) 女性の参画の状況

審議会等における女性委員の比率を見ると、本市は平成 28 年から増加傾向にあり、平成 31 年時点では 29.6%となっています。東京都自治体平均、全国自治体平均と比較すると、平成 30 年以降は全国自治体平均を上回っています。

令和 2 年 4 月 1 日には、福生市の審議会等における女性委員の比率は 30.7%となっており、目標の 30%を達成しています。

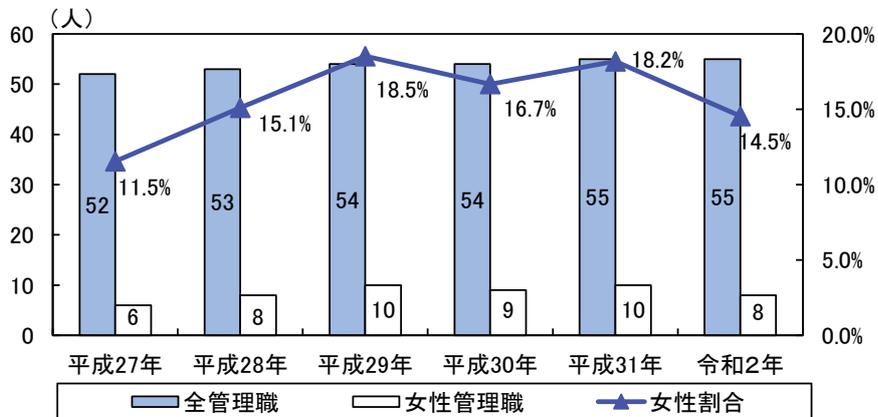
■ 審議会等における女性委員の比率の推移（本市/東京都/国比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

市における女性管理職割合の推移を見ると、女性管理職の人数は増減を繰り返しています。割合は年ごとに大きく変動していますが、これは母数が少なく1人の増減で割合が大きく変動しているためです。

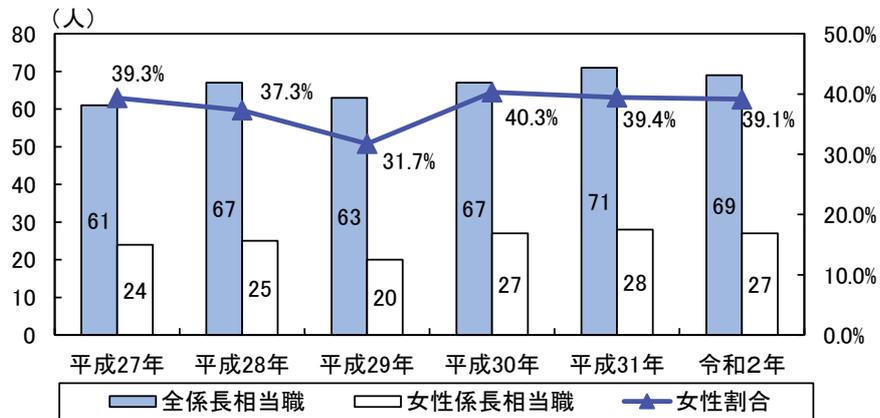
■ 本市における女性管理職割合の推移



（各年4月1日現在）

係長相当職の女性割合の推移を見ると、平成 29 年に減少していますが、平成 30 年では 6 年間で最も高い水準となっています。平成 31 年以降も 39% 台を保って推移しています。

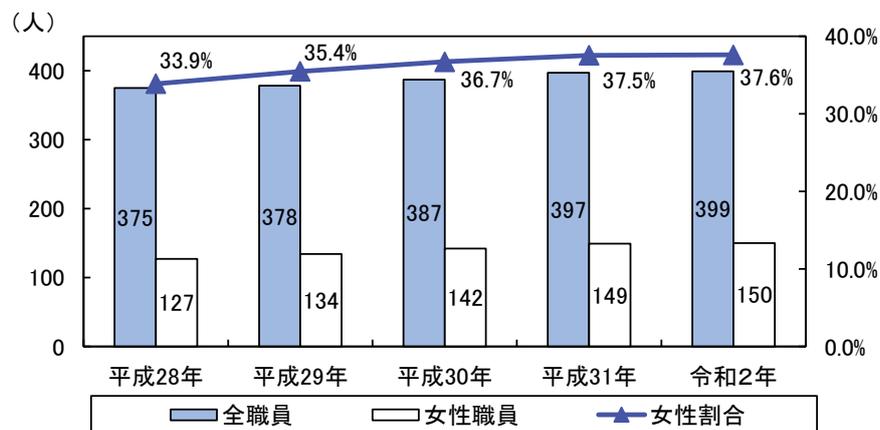
■本市における係長相当職の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

職員の女性割合の推移を見ると、わずかに増加傾向になっています。職員全体の人数が増加しているため増加は緩やかです。

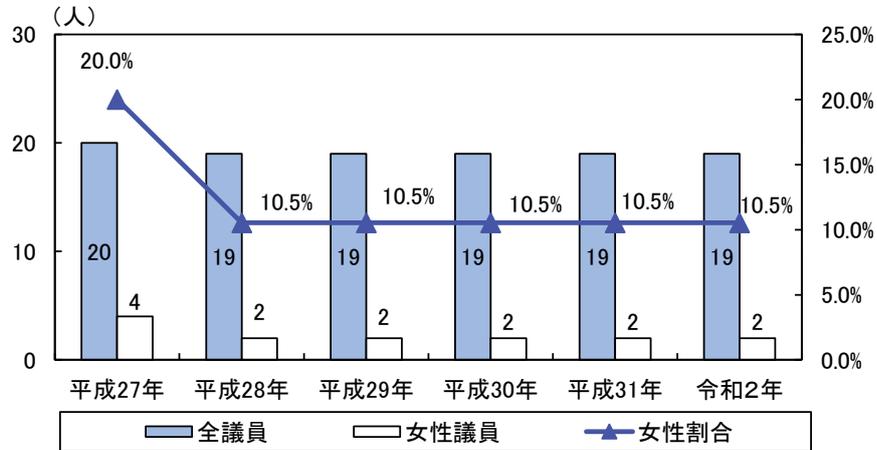
■本市における職員の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

市議会議員の女性割合の推移を見ると、平成 28 年に 10.5%に減少して以降は状況に変化はありません。

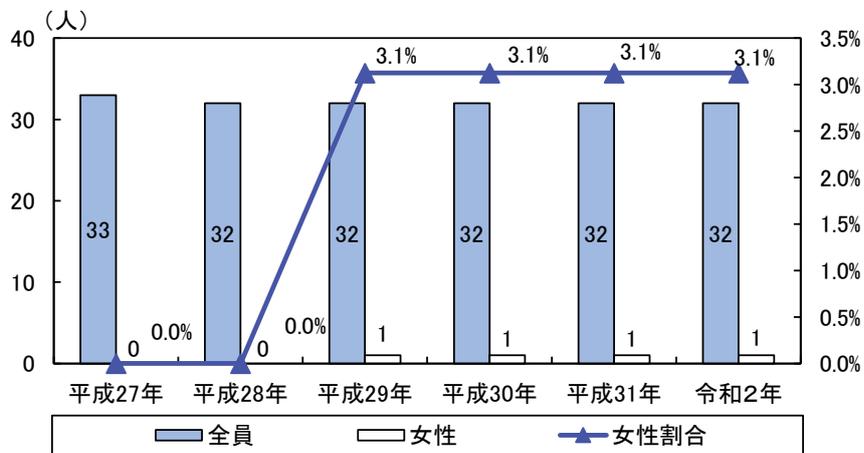
■福生市議会議員の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

町会・自治会長における女性割合の推移については、平成 28 年まで 0 人でしたが、平成 29 年以降は 1 人となっています。他の分野と比較して女性割合が低くなっています。

■福生市町会・自治会長における女性割合の推移

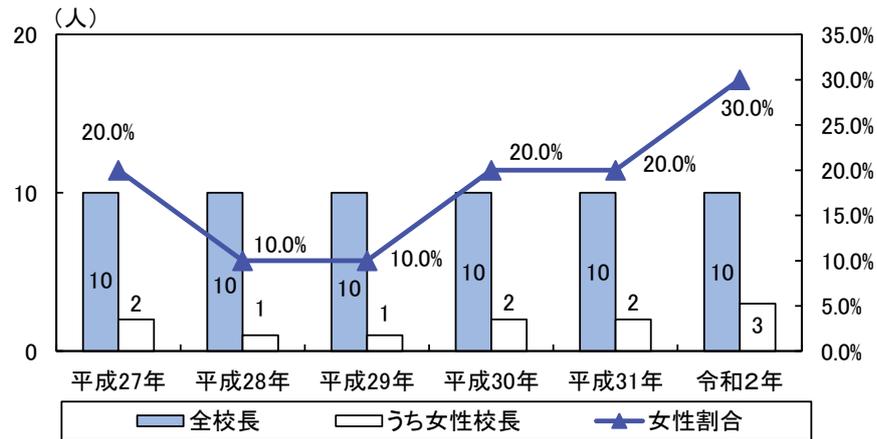


(各年4月1日現在)

市内 10 校の小中学校における、校長及び副校長の女性割合の推移を見ると、女性校長は令和 2 年で 3 人に増加しています。女性副校長については 0～1 人の年で推移しています。女性校長・女性副校長の合計人数は平成 27 年から令和 2 年までほぼ同水準となっています。

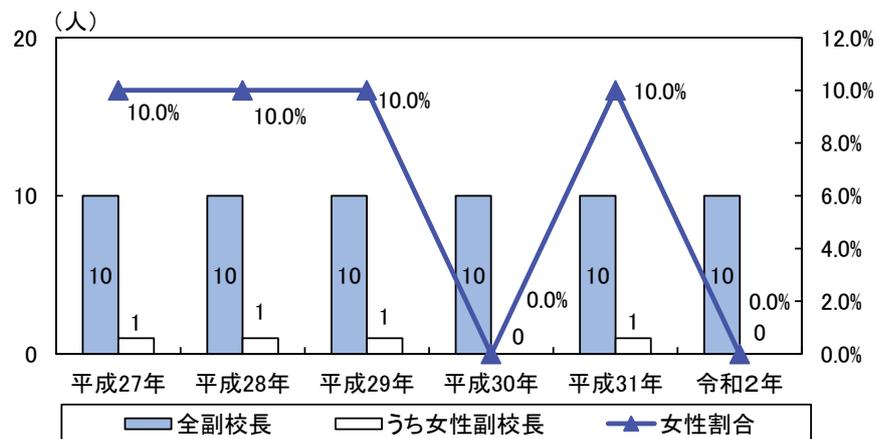
割合は年ごとに大きく変動していますが、これは、母数が少なく一人の増減で割合が大きく変動しているためです。

■福生市内小中学校の校長の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

■福生市内小中学校の副校長の女性割合の推移



(各年4月1日現在)

2 市民意識調査結果から見る男女共同参画に関する意識

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、男女平等に関する市民の意識の変化を把握し、男女共同参画施策に反映させることを目的として実施しました。

※本計画には、調査の一部を抜粋して掲載しています。全体版は、福生市ホームページ（[くらしの情報](#)＞[環境・まちづくり](#)＞[男女共同参画](#)＞[令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査報告書](#)）に掲載しています。

② 調査設計

調査地域：福生市全域

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の20歳以上の男女2,000人

調査期間：令和元年10月21日～令和元年11月5日

調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

回収結果：2,000件配布し、521件回収（回収率26.1%）

調査結果における“前回”は、平成26年に市が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」（配布：2,000件、回収率：29.0%）です。また、“全国”は内閣府が平成26年に実施した「女性の活躍推進に関する世論調査」です。

<市民意識調査結果の誤差について>

今回の調査は、調査対象となる母集団（市内在住の20歳以上の男女）から一部（2,000人）を抽出した標本調査です。この調査から得られた結果は母集団の結果から抽出したデータであるため、母集団に対して若干の誤差が生じているとされています。

今回得られたデータと母集団との誤差については、母集団比率の推定において信頼度を95%として標準誤差を算出しており、次の式によって算出されます。設問における回答比率が50%の場合に標準誤差は最大となりますが、今回の調査結果では、回答比率が50%の場合の標準誤差は±4.27%となっており、望ましいとされている最大標準誤差5%未満の範囲内となっています。

■算出式

$$\text{標準誤差} = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

N：母集団数（福生市全体の20歳以上の人口）

n：標本数（実際の回答数） P：回答の比率

N=49,219、n=521で算出した結果 ±4.27%

※Nは令和元年10月1日現在（住民基本台帳より）

【標準誤差について】

母集団から、2,000人を抽出した調査結果を、その母集団に戻したときにどれほどの誤差が生じる可能性があるかを、信頼度95%で見ます。

※この信頼度95%とは、「100回行えば95回は同じ結果となる（5回は異なる結果となる）」という意味です。統計学では、特殊な場合を除き、一般的には信頼度を95%と設定して誤差を算出します。

これにより算出された誤差は以下のとおりです。

回答の比率	99%又は 1%前後	90%又は 10%前後	80%又は 20%前後	70%又は 30%前後	60%又は 40%前後	50%又は 50%前後
標準誤差	±0.85%	±2.56%	±3.42%	±3.91%	±4.18%	±4.27%

見方について上表を例にすると、一つの選択肢に対し、「回答率が10%（若しくは90%）であった場合、その回答率の母集団に対する誤差の範囲は最高で±2.56%である」と見ます。つまり、母集団に置き換えると、回答率は7.44%～12.56%（87.44%～92.56%）になるといえます。

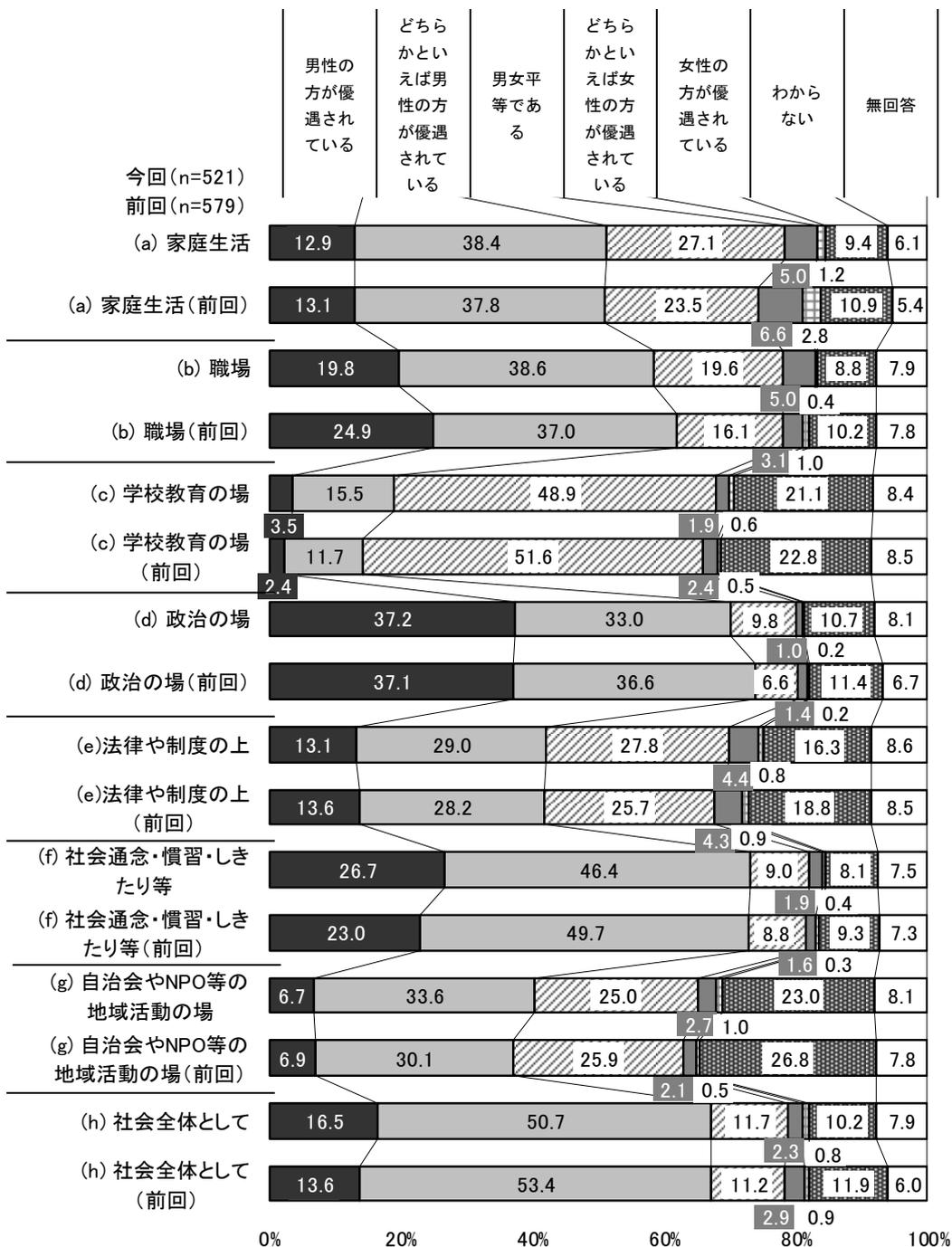
(2) 調査結果

①男女共同参画に関する意識について

男女平等感については、『d.政治の場』と『f.社会通念・慣習・しきたり等』では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性の方が優遇されている」が7割台前半と高くなっています。また、『C.学校教育の場』では、「男女平等である」が48.9%と他の項目に比較して高くなっています。

前回と比較すると、『b. 職場』では「男性の方が優遇されている」が5.1ポイント減少しています。

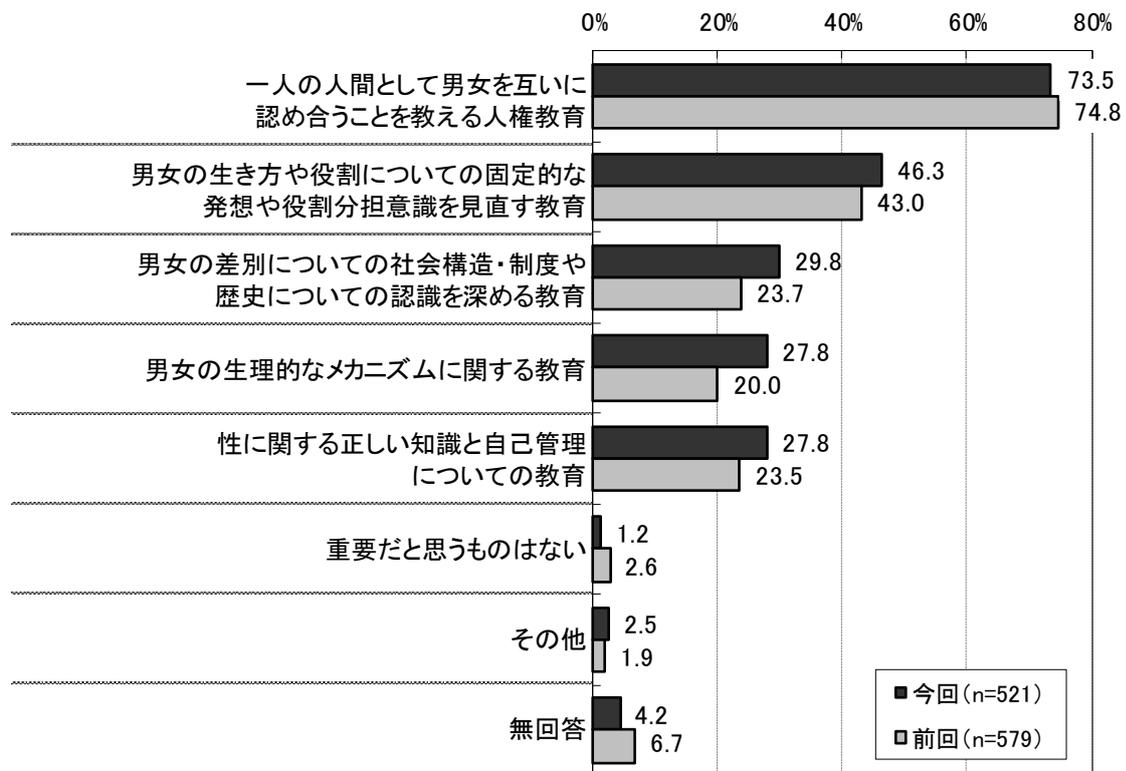
■あらゆる場における男女平等意識



男女共同参画社会の形成のために行う教育の内容について重要なことについては、「一人の人間として男女を互いに認め合うことを教える人権教育」が73.5%で最も高く、次いで「男女の生き方や役割についての固定的な発想や役割分担意識を見直す教育」が46.3%、「男女の差別についての社会構造・制度や歴史についての認識を深める教育」が29.8%となっています。

前回調査と比較すると、「男女の差別についての社会構造・制度や歴史についての認識を深める教育」が6.1ポイント、「男女の生理的なメカニズムに関する教育」が7.8ポイント増加しています。

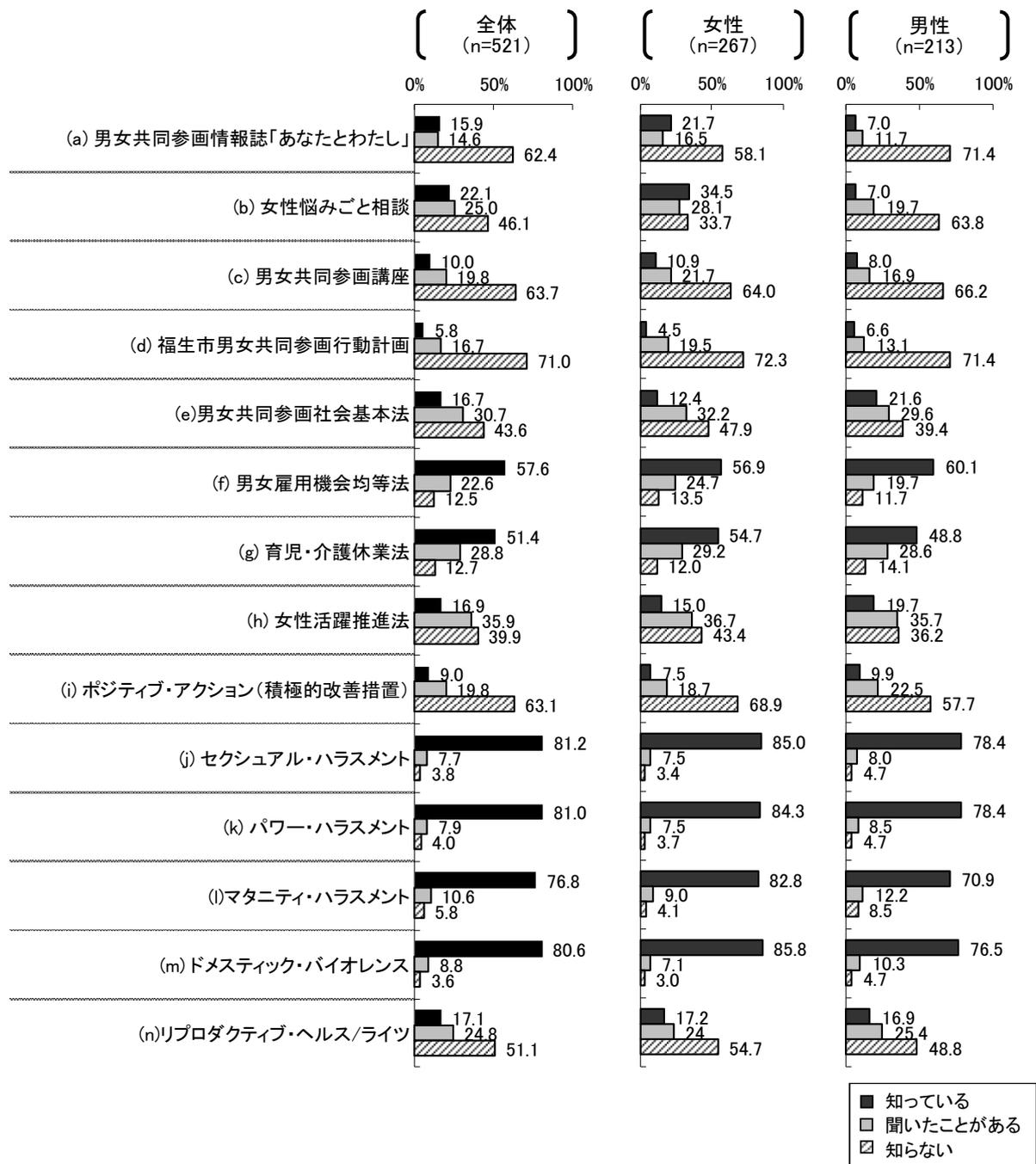
■男女共同参画社会の形成のために行う教育の内容として重要だと思うこと



男女共同参画にかかわる事柄・言葉の認知度については、「知っている」が“セクシュアル・ハラスメント”、“パワー・ハラスメント”“マタニティ・ハラスメント*”、“ドメスティック・バイオレンス”が7～8割、“男女雇用機会均等法”や“育児・介護休業法”が5～6割と高くなっているものの、市の取組であるaからdを含め、それ以外の項目は相対的に低くなっています。

性別を見ると、全体的な傾向はおおむね一致しているものの、女性では「知っている」が“男女共同参画情報誌「あなたとわたし」”で21.7%、“女性悩みごと相談”で34.5%、“マタニティ・ハラスメント”で82.8%となっており、男性よりも10～30ポイント上回っています。

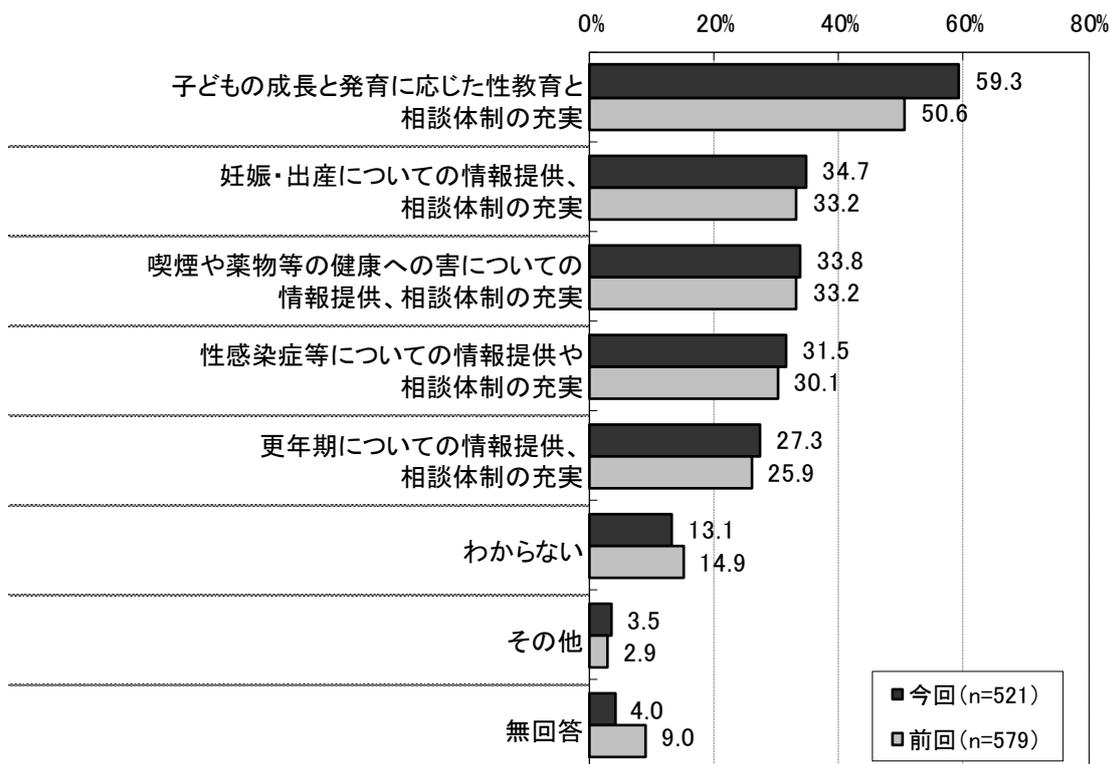
■男女共同参画にかかわる事柄や言葉の認知度



女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分で決めたり、自分の健康を守るために必要なことについては、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」が59.3%で最も高く、次いで「妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」が34.7%、「喫煙や薬物等の健康への害についての情報提供、相談体制の充実」が33.8%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」が8.7ポイント増加しています。

■性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*）に基づいて、女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分で決めたり、自分の健康を守るために必要だと思うこと

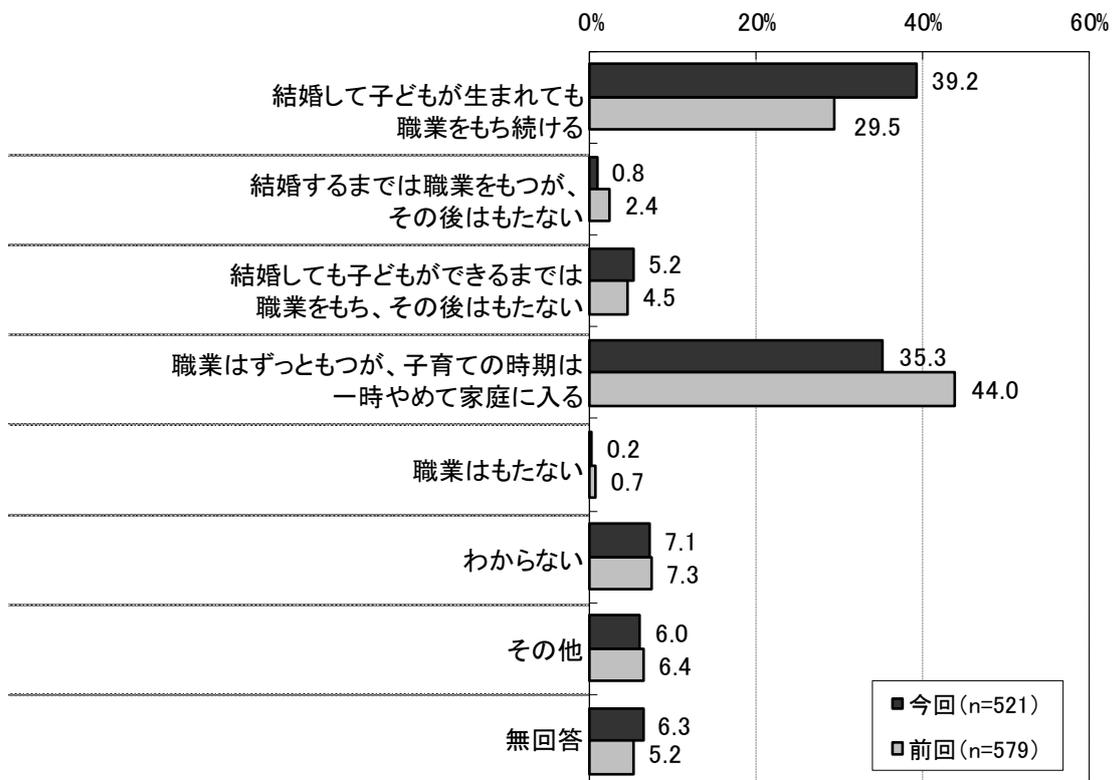


②女性の活躍に関して

女性と職業の望ましい関わり方については、「結婚して子どもが生まれても職業をもち続ける」の『職業継続型』が39.2%で最も高く、次いで「職業はずっともつが、子育ての時期は一時やめて家庭に入る」の『中断再就職型』が35.3%、「わからない」が7.1%となっています。

前回調査と比較すると、「結婚して子どもが生まれても職業をもち続ける」が9.7ポイント増加し、「職業はずっともつが、子育ての時期には一時やめて家庭に入る」が8.7ポイント減少しています。

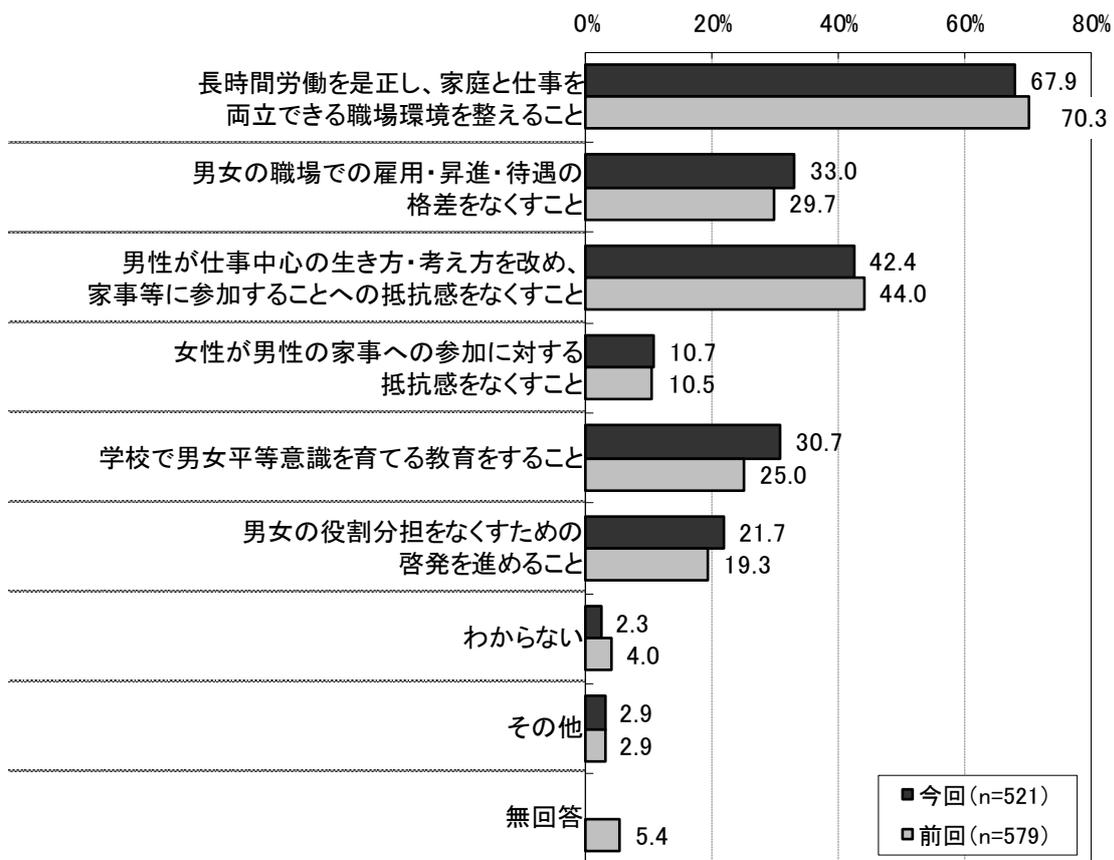
■女性と職業の望ましい関わり方



男女がともに仕事と生活の調和を図るために必要なことについては、「長時間労働を是正し、家庭と仕事を両立できる職場環境を整えること」が67.9%で最も高く、次いで「男性が仕事中心の生き方・考え方を改め、家事等に参加することへの抵抗感をなくすこと」が42.4%、「男女の職場での雇用・昇進・待遇の格差をなくすこと」が33.0%となっています。

前回調査と比較すると、「学校で男女平等意識を育てる教育をすること」が30.7%と、5.7ポイント増加しています。

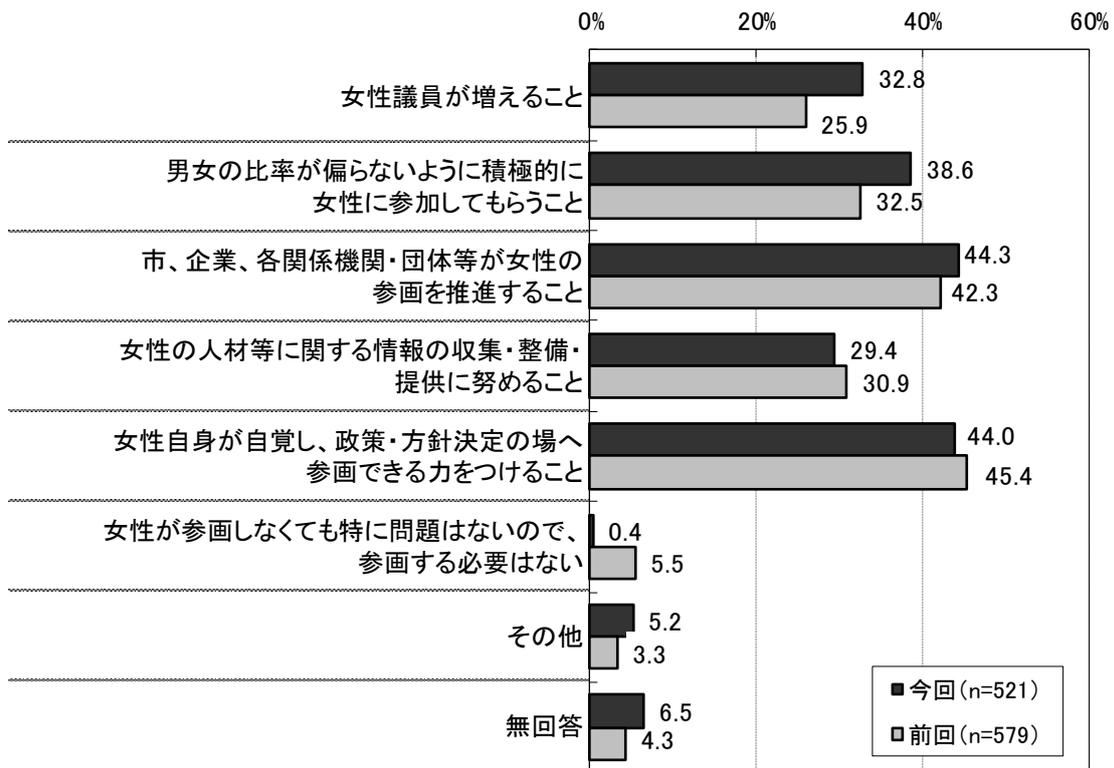
■男女がともに仕事と生活の調和を図るために、必要だと思うこと



政策や方針決定の場において女性の参画を進めるために必要なことについては、「市、企業、各関係機関・団体等が女性の参画を推進すること」が44.3%で最も高く、次いで「女性自身が自覚し、政策・方針決定の場へ参画できる力をつけること」が44.0%、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」が38.6%となっています。

前回調査と比較すると、「女性議員が増えること」、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参加してもらうこと」がやや増加しています。

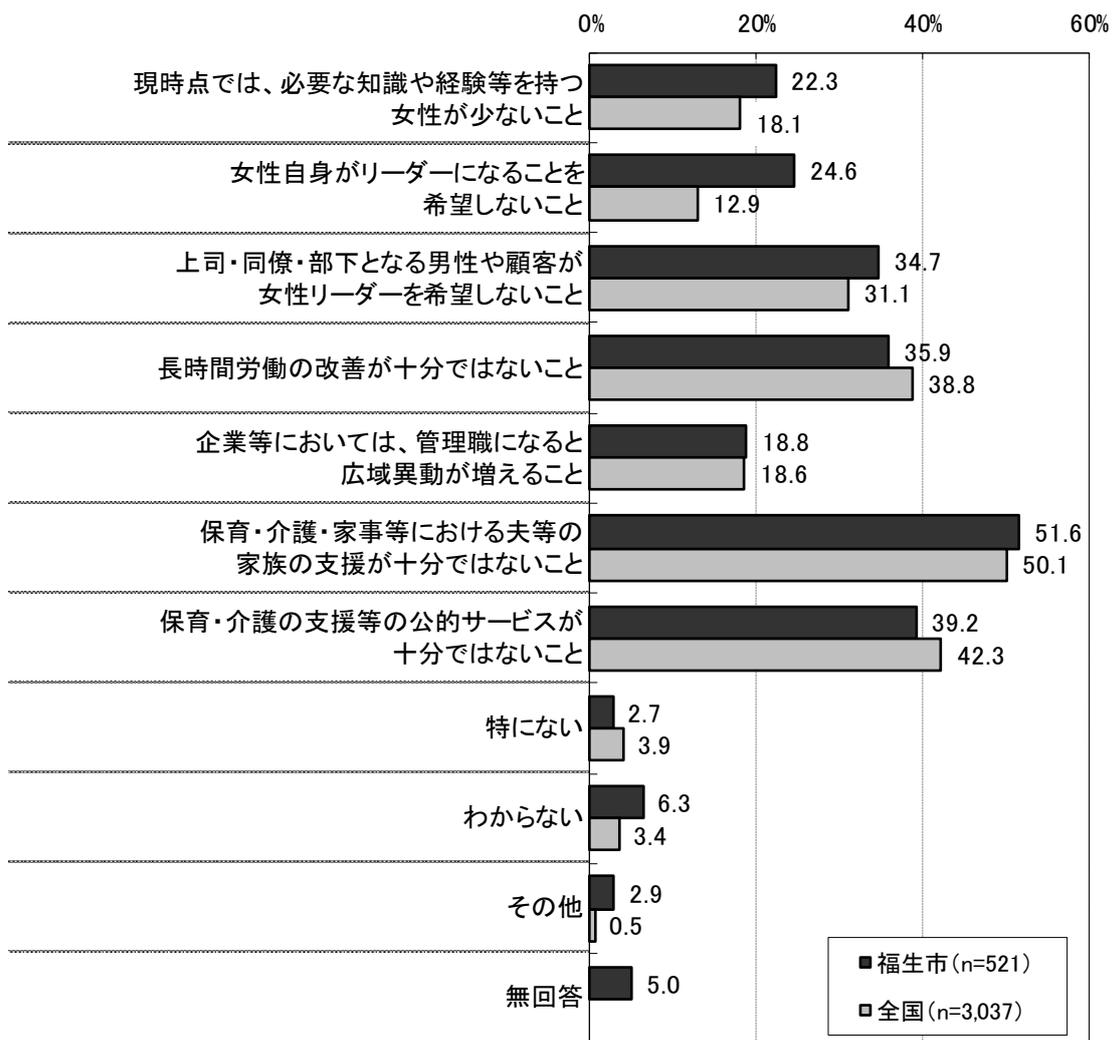
■ 政策や方針決定の場において女性の参画を進めるにはどのようなことが必要だと思うか



政治・経済・地域等の各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものについては、「保育・介護・家事等における夫等の家族の支援が十分ではないこと」が51.6%で最も高く、次いで「保育・介護の支援等の公的サービスが十分ではないこと」が39.2%、「長時間労働の改善が十分ではないこと」が35.9%となっています。

全国調査と比較すると、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」が24.6%と、本市が11.7ポイント高くなっています。

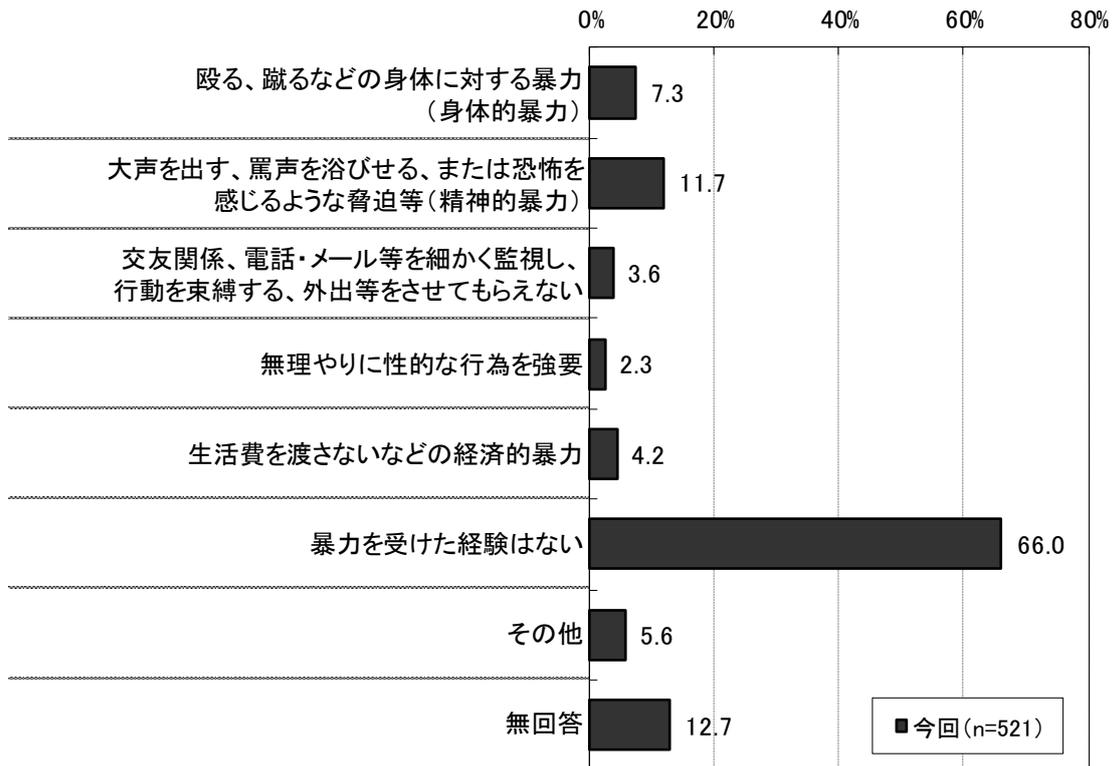
■政治・経済・地域等の各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるもの



③暴力の防止について

配偶者や交際相手等から暴力を受けた経験があるかについては、「暴力を受けた経験はない」が66.0%で最も高く、次いで「大声を出す、罵声を浴びせる、または恐怖を感じるような脅迫等(精神的暴力)」が11.7%、「殴る、蹴るなどの身体に対する暴力(身体的暴力)」が7.3%となっています。

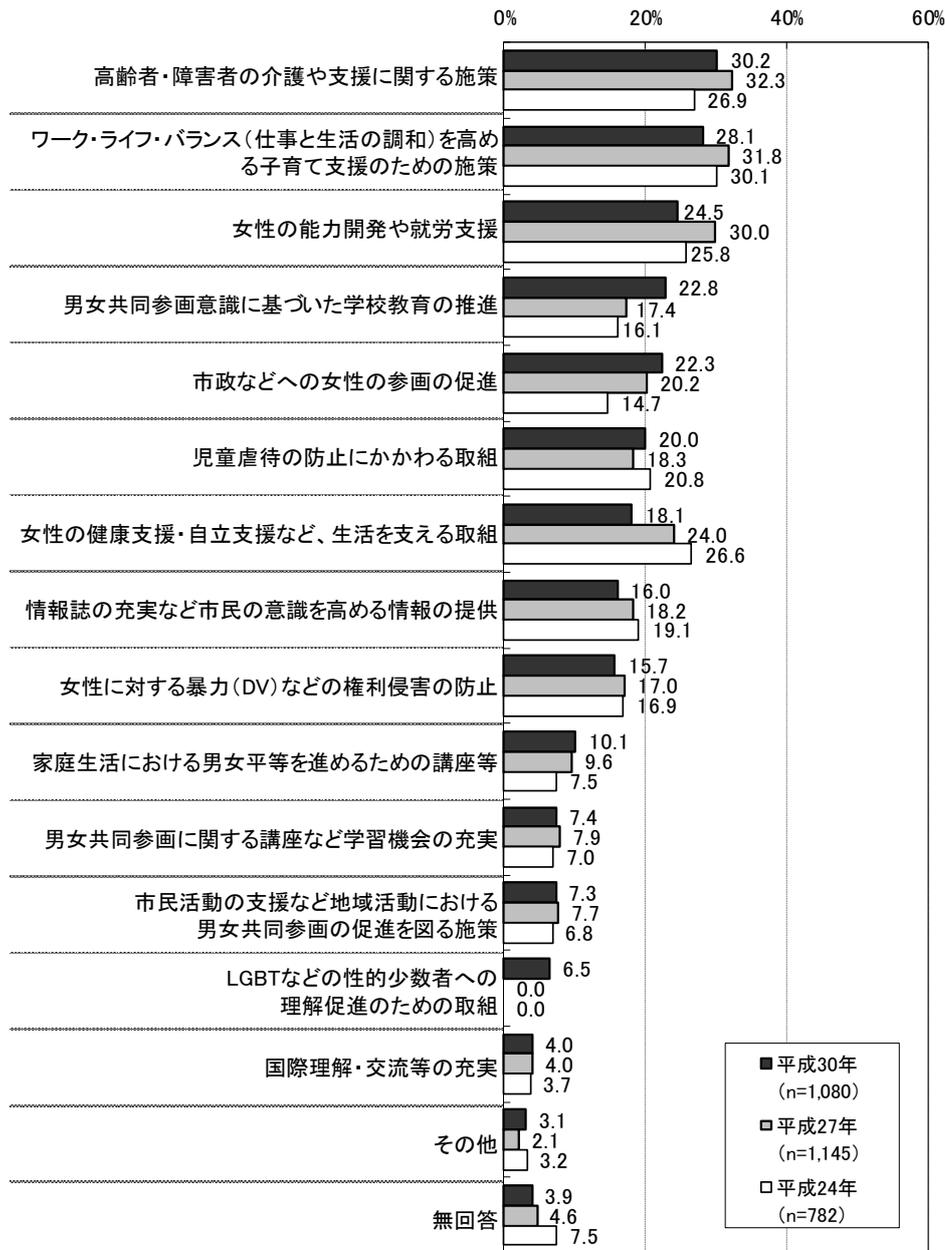
■配偶者や交際相手等から暴力を受けた経験（複数回答）



【参考】 男女共同参画社会の実現に向けた重点的取組について(市政世論調査より)

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべき取組について、平成 30 年では「高齢者・障害者の介護や支援に関する施策」が最も高く、次いで「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を高める子育て支援のための施策」、「女性の能力開発や就労支援」となっています。平成 24 年度、平成 27 年度と比較すると、「男女共同参画意識に基づいた学校教育の推進」、「市政などへの女性の参画の促進」、「家庭生活における男女平等を進めるための講座等」が増加を続けています。

■男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべき取組について



※「LGBTなどの性的少数者への理解促進のための取組」は、平成 30 年調査で追加した選択肢である。
 ※市政世論調査は、市民の定住意識や生活環境に対する評価、市政の各分野についての意向等を把握するために満 20 歳以上の市民を対象に 3 年ごとに実施している調査です。平成 30 年は郵送配布・郵送回収法により実施し 1,080 人の方から回答を得ました。同様に郵送配布・郵送回収法により、平成 27 年は 1,145 人の方から、平成 24 年は 782 人の方から回答を得ました。

3 福生市男女共同参画行動計画(第5期)の実績

本市では、男女共同参画行動計画(第5期)に基づき、毎年、3年間の計画で「福生市男女共同参画実施計画」(以下「実施計画」といいます。)を作成し、毎年度修正を行っています。

福生市男女共同参画計画(第6期)策定に当たり、進捗状況の評価・検証については実施計画に掲載されている事業(「主な事業項目」)を対象とし、事業担当課が進捗状況の評価した結果を取りまとめました。(令和2年2月調査)

【評価の基準】

①関連度：下記の基準に基づき、事業の男女共同参画との関連度について、事業の担当課が評価を行いました。

関連度評価の基準

ア	男女共同参画を主たる目的として実施している事業
イ	間接的ではあるが、男女共同参画を推進するに当たって重要な要素を持つ事業
ウ	間接的に男女共同参画に寄与する事業
エ	事業目的は別にあり、運営に当たってのみ、男女共同参画の視点を取り入れる必要がある事業

換算用の点数

ア	80
イ	60
ウ	40
エ	20

②達成度：下記の基準に基づき、現行計画における各事業の進捗状況について、事業の担当課が評価を行いました。

達成度評価の基準

A	おおむね目標を達成できた(100~80%)
B	やや不十分であった(80未満~60%)
C	不十分であった(60%未満)
D	未実施である

換算用の点数

A	80
B	60
C	40
D	20

施策の総合評価について、達成度は高い事業が多くなっている一方、関連度については低い事業も多くなっています。

主要課題別結果を見ると、総合評価とおおむね近い傾向になっていますが、主要課題<第3>において関連度が他の主要課題と比較してやや低くなっています。

施策	事業数	関連度	(事業数)	達成度	(事業数)
総合評価	153	55.95	ア 62 イ 27 ウ 35 エ 29	77.25	A 138 B 11 C 2 D 2

施策	事業数	関連度	(事業数)	達成度	(事業数)	
主要課題別評価	主要課題<第1> 男女共同参画社会形成への意識づくり	33	53.94	ア 11 イ 8 ウ 7 エ 7	76.97	A 30 B 2 C 0 D 1
	主要課題<第2> ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	57	59.65	ア 30 イ 5 ウ 13 エ 9	76.14	A 50 B 4 C 2 D 1
	主要課題<第3> あらゆる暴力の根絶	36	50.00	ア 8 イ 9 ウ 12 エ 7	78.89	A 34 B 2 C 0 D 0
	主要課題<第4> あらゆる分野における男女共同参画の推進	27	58.52	ア 13 イ 5 ウ 3 エ 6	77.78	A 24 B 3 C 0 D 0

主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、広報・啓発や情報提供に取り組みました。また、学校や地域の学習の場においても男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組み、幅広い世代に向けた意識啓発を実施しました。

【評価】

男女平等意識の推進、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に関連する事業の進捗状況について、関連度は53.94点、達成度は76.97点という結果となっています。

関連度については多文化共生に向けての男女共同参画の推進・男女共同参画に関する社会教育の推進で低くなっています。

また、国際交流に関する事業で市民の参画が十分にされていない現状となっているほか、男女共同参画に関する社会教育の推進については参加者の固定化がみられています。

主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、子育て・介護支援に取り組んだほか、職場等での理解促進に向けた啓発活動に取り組み、家庭と仕事の両立を支援しました。また、女性が多様な働き方を選択することができるよう、女性の能力開発や就職支援の推進、男女の固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた施策に取り組んだほか、生涯にわたる健康づくりと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解の促進に取り組みました。

【評価】

家庭と仕事の両立支援の推進・女性の多様な働き方への支援・家庭における男女共同参画の推進・生涯にわたる健康づくりの推進に関連する事業の進捗状況について、関連度は59.65点、達成度は76.14点という結果となっています。

介護支援や女性の能力開発の推進等、男女問わず対象とした事業が多いため関連度が低くなっています。

また、事業所に対するワーク・ライフ・バランスや就業環境の改善に向けた啓発等、事業所への働きかけが弱い状況となっています。

主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶

暴力を認識し、未然に防ぐ社会的な意識を醸成するため、暴力に関する正しい知識の啓発に取り組みました。また、被害者が守られ、暴力を繰り返さない仕組みの構築に向けて被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を進めました。

【評価】

あらゆる暴力に関する未然防止策の推進・被害者を支援する仕組みの強化・虐待、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等への対策強化に関連する事業の進捗状況について、関連度は50.00点、達成度は78.89点という結果となっています。

目的は男女共同参画の推進とは別にあるため関連度が低い事業も含まれています。相談や早期発見のための取組について、暴力の多様化や人員の不足等により対応が困難な状況も見られています。

主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、審議会等への女性委員の積極的な登用、地域活動や地域防災において男女共同参画の視点を取り入れた施策の実行に取り組みました。また、あらゆる人が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けてひとり親家庭や性的少数者*等、複合的な困難を抱えがちな人に対しての支援を行いました。

【評価】

政策・方針決定の場における男女共同参画の推進・ともに助け合う地域づくりの推進・困難を抱える男女への支援に関連する事業の進捗状況について、関連度は58.52点、達成度は77.78点という結果となっています。

地域活動への男女共同参画の推進については地域活動の推進を目的としているため関連度が低くなっているほか、複合的な困難を抱えやすい状況にある人への支援も関連度が低くなっています。

政策・方針決定の場における男女共同参画の推進に関する取組が進められていますが、目標に達していないものも見られます。

また、防災や避難所運営に関しては、連絡会の開催を通して女性をはじめとした多様な背景を持つ人が安心して避難できる避難所の運営に向けて検討を進めていく必要性を認識しており、今後、全ての人々が安心できる環境づくりを進める必要があります。

4 福生市における男女共同参画社会形成に向けての課題

それぞれの調査結果等に基づいて、本市における男女共同参画社会形成に向けての課題をまとめました。参考とした調査について、以下のように示しています。

- ★：国、東京都の動向
- ☆：本市の状況
- ：市民アンケート調査結果
- ：進捗状況評価

(1) 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

- 前回調査と比較して性別役割分担意識は改善傾向にあります。
- 様々な場における男女平等感について、本市においては『職場』で改善がみられた一方、国、東京都と比較すると男女平等を感じる割合が低い項目があるため、男女平等の実現のための意識・環境づくりに引き続き取り組む必要があります。
- 男女共同参画に関わる事柄や言葉の認知度について、市の取組については認知度が低くなっているため、啓発活動の充実が求められています。
- 家庭における男女の役割分担について、理想と現状が一致していない状況ですが、前回調査と比較して性別役割分担意識は改善傾向にあります。
- 広報・啓発に関しては、市民に対する男女共同参画の情報を効果的に周知する方法について検討が必要です。
- 国際交流に関しては市民の参画が十分にされていないことが課題となっているほか、男女共同参画に関する社会教育の推進については参加者の固定化が課題となっています。



男女の平等感や固定的な性別役割分担意識は少しずつ改善が見られています。男女共同参画に関わる事柄や言葉については認知度が低いものも見られたため、市民に向けて情報を効果的に周知する方法について検討し、男女共同参画に関する市民の理解を深め、本市で実施している男女共同参画の取組の認知度を高めることが必要です。

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ☆女性の労働力率は高まっていますが、M字カーブの構造は改善されていません。
- ☆有配偶女性の就業率は上昇し、また、20～49歳にかけて世代を追うごとに上昇していることから、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加していることがうかがえます。
- ☆世帯の少人数化により家庭内での育児や介護の負担が大きくなることが予測されることから、育児や介護サービスの充実がより一層重要になる可能性があります。
- ☆就業率と労働力率を比較すると、女性より男性の方が就職に結び付いていない人が多いことがうかがえます。男女ともに就職に結び付いていない人は20～39歳で多くなっており、これらの年齢層を就職に結び付けることが重要です。
- ☆正規雇用や非正規雇用といった就業者の雇用形態は性別で差が大きくなっています。
- ワーク・ライフ・バランスの現状については男女に差があり、男女ともに『仕事』と『家庭生活』と『個人の生活』をともに優先するという理想がかなえられていません。
- 女性と職業の望ましい関わり方については、『職業継続型』が『中断再就職型』を上回っており、特に女性において職業を持ち続けることを求める傾向が高まっています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現のためには保育・介護・家事等のケアワークが女性だけの負担にならないような環境整備に加え、長時間労働の改善等、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整えることが求められています。
- 女性の就業・再就職支援に対して積極的な取組には至っていないため、特に事業所に向けた取組を進めていく必要があります。
- 男女ともに働きやすい職場環境づくりのためには、事業所に対してワーク・ライフ・バランスの改善に向けた啓発・労働形態の多様化に向けた支援を行うことや、保育・介護サービスの充実が重要です。



有配偶女性の就業状況、世帯人員の減少から、育児・介護のサービスの充実がより重要になることが考えられます。男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、支援サービスの充実に加え、市内事業所に向けた働きかけを推進する必要があります。

また、若い世代の女性の労働力率の高まりや、女性の就業継続意識と就業率の高まりから、女性が働きやすい環境づくりがますます重要となります。家事責任やケアワークを男女で分担することができる環境の整備と意識改革にも取り組む必要があります。

(3)あらゆる暴力の根絶

- ★パワーハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化され、社会的に対策の強化が求められています。
 - DVの被害経験がある人は一定数みられており、経験した暴力の種類については精神的暴力が身体的暴力を上回っています。あらゆる暴力に関する啓発活動を推進する必要があります。
 - DVの被害を受けた際に相談したかについては、男女ともに「だれ（どこ）にも相談しなかった」が最も高くなっています。相談した方の相談先については、「警察・相談所に相談した」割合は他の相談先と比較して低く、友人・親といった身近な相談者に相談している割合が高くなっています。専門の相談機関を利用しやすくすることや、身近な相談者となった場合に適切に対応できるようにDVの正しい知識を啓発することが重要です。
- 目的は男女共同参画の推進とは別にあるため関連度が低い事業も含まれていますが、DV被害者の早期発見や複合的な困難を抱える方が安心して生活できる地域づくりにつながるため、引き続き取り組んでいく必要があります。



暴力の防止と被害者の支援の充実に向け、専門の相談機関を利用しやすくすることや、市民にDVの正しい知識を啓発することが重要です。

暴力の多様化に対応するため、関係機関だけでなく、企業や市民等様々な主体が連携してあらゆる暴力の防止に向けた取組を進める必要があります。

(4)あらゆる分野における男女共同参画の推進

☆審議会等における女性委員の比率を見ると、本市は平成 28 年から増加傾向にあり、平成 31 年時点では 29.6%となっています。東京都自治体平均、全国自治体平均と比較すると、平成 30 年以降は全国自治体平均を上回っています。令和 2 年 4 月 1 日には、福生市の審議会等における女性委員の比率は 30.7%となっており、目標の 30%を達成しています。

- 男女の平等感について、『政治の場』と『社会通念・慣習・しきたり等』では、「男性の方が優遇されている」が 7 割台前半と高くなっています。前回調査時も同様の傾向となっており、改善に向けた取組が必要です。
 - 本市の女性委員の参画状況についてどう思うかについては、「特に男女の比率にはこだわらない」が最も高く、『女性が増えたほうがよい』と考えている割合は 4 割程度となっています。政策・方針決定の場における女性の参画を進めるためには、女性に対する周囲からの働きかけ、女性自身の積極的な参加が必要だという意見が多くなっています。
 - ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性のリーダーを増やすという視点からも必要とされています。
 - 防災・災害復興対策においては、性別に配慮した避難所の設置・運営体制の検討を求める割合が高く、前回より増加しています。災害リスクが高まる中で、性差への配慮を伴った防災・災害復興対策を推進することが重要です。
 - 多様性を生かした社会づくりに向けて、「多様性の理解促進のための人権教育の充実」を重要と考える人が多くなったため、理解促進のための交流機会や啓発活動の促進が重要です。
- 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進に関して取組が進められていますが、目標に達していないものもあるため継続して取り組む必要があります。
- 防災や避難所運営に関しては、連絡会の開催を通し多様な背景を持つ人が安心して避難できる避難所の運営に向けて検討を進めていく必要があります。



審議会における女性参画は目標達成に近づきつつありますが、あらゆる場で更に女性が活躍できるようにするためには、女性のエンパワーメントに関して周知を充実させ、女性自身が積極的に参加しやすい環境づくりが必要とされています。

また、防災・災害復興対策においては、性別に配慮した避難所の設置・運営体制を検討することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 主要課題

本市においては基本理念において「互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり」を掲げています。本計画はこれまで取り組んできた男女が尊重し合う男女共同参画社会のための施策を更に発展させ、基本理念に基づき、次の4つの主要課題を設定し、積極的な施策の展開を図ります。

主要課題<第1>男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

市民に対して男女共同参画への理解を深めるために、周知・啓発に取り組みます。また、学校や地域の学習の場において、男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組むことにより、子どもから大人まで、男女共同参画を理解できるよう支援します。

また、生涯にわたる健康づくりと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解の促進を通して、男女が互いの性差を尊重し、あらゆる人が健康に暮らす社会を目指します。

主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスを進めるに当たって重要となる子育て・介護支援に引き続き取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりのため、職場等での理解促進に向けた啓発活動に取り組み、家庭と仕事の両立を支援します。男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現するために、家事責任やケアワークを分担することができる環境の整備と意識改革にも取り組みます。

主要課題<第3>あらゆる暴力の根絶

多様化する暴力に関する正しい知識を市民全体に啓発することで、暴力を認識し、未然に防ぐ社会的な意識を醸成します。また、被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を進め、自立支援を推進していくことにより、被害者が守られ、また暴力を繰り返さない仕組みを整えます。早期に発見される仕組みの確立と各施設との連携を進め、連携して本市全体での被害者支援に取り組みます。

主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、地域活動や地域防災において男女共同参画の視点から取り組み、地域のつながりの中で豊かな生活を送ることができる基盤づくりを進めます。また、ひとり親家庭や性的少数者等、複合的な困難を抱えがちな人に対する支援を行い、あらゆる人が安心して暮らすことのできる、男女共同参画社会の実現を進めます。

2 施策の体系

基本理念

主要課題

施策の方向

施策

互いの人権を尊重し合い、それぞれが活躍できる社会づくり	<第1> 男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進	1-1	男女平等意識の推進	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	
				(2)	男女共同参画に関する情報収集と提供	
				(3)	多文化共生に向けての男女共同参画の推進	
		1-2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)	学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進	
				(2)	男女共同参画に関する社会教育の推進	
		1-3	生涯にわたる健康づくりの推進	(1)	母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	
				(2)	心身の健康づくりの推進	
		<第2> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1	家庭と仕事の両立支援の推進	(1)	家庭と仕事の両立に対する理解促進
					(2)	子育て支援サービスの充実
	(3)				介護支援サービスの充実	
	(4)				適切な情報提供の実施	
	2-2		多様な働き方への支援	(1)	女性の自己啓発の推進	
				(2)	女性の就業・再就職支援	
				(3)	就労に関する情報収集と提供	
	2-3		家庭における男女共同参画の推進	(1)	家事・育児・介護への男女共同参画の推進	
	<第3> あらゆる暴力の根絶		3-1	あらゆる暴力に関する未然防止策の推進	(1)	DV・デートDVに関する正しい知識の啓発
		3-2	被害者を支援する仕組みの強化	(1)	相談体制の強化と周知	
				(2)	被害者の自立支援の推進	
		3-3	虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化	(1)	早期発見のための取組と連携強化	
	<第4> あらゆる分野における男女共同参画の推進	4-1	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	(1)	政策・方針決定の場への男女の意見の反映	
(2)				女性リーダーの育成		
(3)				庁内における男女共同参画の推進		
4-2		ともに助け合う地域づくりの推進	(1)	地域活動への男女共同参画の推進		
			(2)	地域防災への男女共同参画の推進		
4-3		困難を抱える男女への支援	(1)	ひとり親家庭や性的少数者、外国人等への支援		
			(2)	多様性の尊重		

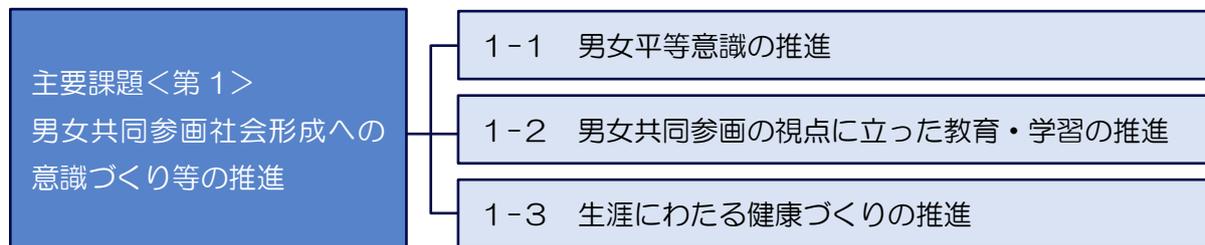
※施策の方向 2-1・2-2・2-3、4-1 を「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けている。（太線による囲み部分）

※施策の方向 3-1・3-2 を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けている。（点線による囲み部分）

第4章 計画の展開

主要課題＜第1＞男女共同参画社会形成への意識づくり等の推進

▼施策の体系



▼現状と課題

男女共同参画社会の形成には、誰もが男女共同参画の理念と意義に対する理解を深め、国籍や人種にかかわらず、互いの人権を尊重し合い、男女平等の意識を醸成していくことが重要です。

男女共同参画形成への意識づくりに関して、市民意識調査結果から、男女の平等感や固定的な性別役割分担意識については少しずつ改善にあることがうかがえます。一方、国や東京都の調査結果と比較すると男女の平等感が低い項目があったほか、男女共同参画に関わる事柄や言葉については認知度が低いものも見られたため、啓発を継続する必要があります。

市民に対して男女共同参画への理解を深めるために、引き続き周知・啓発に取り組むとともに、学校や地域の学習の場において、男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組むことにより、男女共同参画の理解促進に向けて支援することが重要です。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
1-1	市民意識調査における「男女共同参画情報誌『あなたとわたし』」の認知度	15.9%	▶	25%
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	12人（H30）	▶	50人
1-1	市民意識調査において、「社会全体として男女が平等である」と感じる割合	11.7%	▶	15%
1-2	小・中学校における「人権教育プログラム」の活用状況	100.0%	▶	100.0%

1-1 男女平等意識の推進

▼取組方針

市民一人ひとりの男女共同参画に関する理解を深めるため、これまで取り組んできた啓発活動を引き続き推進し、固定的な性別役割分担意識を解消に努めるとともに、男女平等及び人権尊重の意識を育てます。

▼具体的な取組

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

No.	施策	施策の概要		
1	男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	男女共同参画社会の形成についての市民の意識を深めるため、様々な啓発資料を発行するとともに、関連する法律や制度の理解促進や、本行動計画の周知に努めます。また、人権尊重や男女平等の視点を持って情報の適切な判断ができるよう、メディアリテラシーの普及・啓発を推進します。		
		主要事業		担当課
		1	広報誌・ホームページによる啓発	協働推進課
		2	男女共同参画情報誌の発行	協働推進課
		3	男女平等の視点に立った市刊行物発行のためのガイドラインの普及	協働推進課
		4	メディアリテラシーの普及・啓発	協働推進課
		5	法律や制度の理解の促進	協働推進課
6	行動計画の周知	協働推進課		
2	男女共同参画に関連する交流の場の形成	市民が参加しながら男女共同参画について理解し、意識を深める場を設けるため、講演やセミナー等を開催します。		
		主要事業		担当課
		7	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供	公民館
		8		協働推進課
9	男女共同参画セミナーの実施	協働推進課		

(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供

No.	施策	施策の概要		
1	男女共同参画推進のための情報の収集と提供	男女共同参画社会に関する情報に対して市民が身近に触れる機会を増やすため、資料を収集し、市役所や図書館などの施設に、わかりやすく展示・配置します。		
		主要事業		担当課
		10	男女共同参画に関する資料収集の充実	図書館
		11	男女共同参画に関する資料の提供	協働推進課
12	図書館			
2	男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究	男女共同参画社会の形成に向け、市民意識を把握するための調査を定期的実施し、結果を公開します。		
		主要事業		担当課
		13	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	協働推進課

(3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	国際理解、交流の推進	国際理解を深めるための講座や学校での国際理解教育、その他、交流活動を積極的に進めることにより、人種や国籍にかかわらず理解し、尊重し合う意識を醸成します。		
		主要事業		担当課
		14	国際理解教育の推進	教育指導課
		15	国際理解のための学習機会の提供	公民館
		16	国際理解及び交流の機会の提供	協働推進課
17	多文化共生講座の実施	企画調整課		

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

▼取組方針

学校、家庭、社会、地域等様々な場において男女共同参画に関する教育・学習を実施することで、あらゆる世代に対して理解を広げます。

本市においては、これまでも東京都と連携して人権教育等に取り組んでいるため、今後も引き続き推進し、男女共同参画社会の基盤となる市民の認識を高めます。

▼具体的な取組

(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	教育内容の充実	男女平等や性について正しい理解を広げるため、学校教育・幼児教育における人権教育・性教育等の充実に努めるとともに、男女共同参画の視点を踏まえた教材を作成・活用します。また、指導に当たる職員の意識啓発にも取り組みます。		
		主要事業		担当課
		18	男女平等の視点を持った教育の推進	教育指導課
		19	性教育の充実	教育指導課
		20	幼児教育・保育に当たる職員の意識啓発	子ども育成課
		21	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の紹介	図書館
22	男女共同参画社会形成のための子ども向けガイドブックの作成	協働推進課		

(2) 男女共同参画に関する社会教育の推進

No.	施策	施策の概要		
1	学習機会の提供	各種講座を通して市民の生涯にわたる学習活動を支援します。また、様々な男女に学習機会を提供するため、保育室事業を実施し、子育て世代も参加しやすい事業とします。		
		主要事業		担当課
		23	保育室事業の実施	スポーツ推進課
		24		公民館
25	社会教育活動、市民活動の推進	公民館		

1-3 生涯にわたる健康づくりの推進

▼取組方針

男女がお互いの身体の違いを十分に理解し、男女が主体的に妊娠や出産等を選択していけるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の啓発や学習機会の提供に取り組みます。また、生涯にわたる健康づくりに取り組み、性別に関係なく、あらゆる市民の健康な生活を支援します。

▼具体的な取組

(1) 母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

No.	施策	施策の概要		
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組	男女が性について正しい認識をもち、女性が主体的に生き方を選択することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツや性感染症についての理解促進に向けた事業を推進します。		
		主要事業		
		26	妊娠、出産、育児にかかわる健康支援と学習機会の提供	健康課
		27	性教育の充実（再掲）	教育指導課
		28	性感染症に対する知識の普及、啓発	健康課
		29		教育指導課
30	性の商品化防止の啓発、周知	協働推進課		
2	母性保護の推進	妊娠期間中の健康維持に向け、母性や健康についての正しい知識の普及・啓発に取り組みます。		
		主要事業		
		31	性の尊重と母性保護に関する啓発活動	健康課
3	母子保健事業の実施	男女がともに理解し、協力し合うことで、安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、パパママクラス、妊産婦の健康診査を実施するほか、育児不安を軽減するための相談支援を行います。		
		主要事業		
		32	パパママクラスの実施	健康課
		33	妊産婦の健康診査、指導の実施	健康課
		34	相談業務の実施	健康課

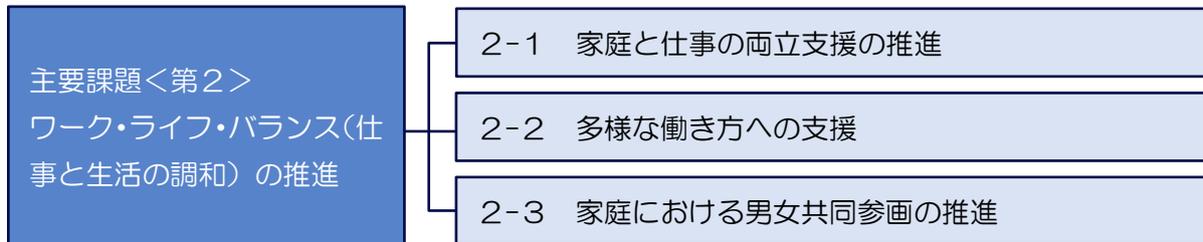
(2) 心身の健康づくりの推進

No.	施策	施策の概要		
1	健康診査等の実施	健康診査や特定保健指導を通して、疾病の予防と早期発見を促進するとともに、心の健康づくり事業や健康相談を通して、心身の健康を保つための支援を行います。		
		主要事業		担当課
		35	特定健康診査・特定保健指導の実施	健康課
		36	若年健康診査事業の実施	健康課
		37	無保険者健康診査の実施	健康課
		38	健康教育・健康相談の充実	健康課
2	健康づくりへの支援	健やかな身体づくりと体力の向上を支援するため、気軽に運動に取り組むことができる教室を開催し、中高齢者の介護予防や女性の健康づくりを支援します。		
		主要事業		担当課
		40	中高齢者の自立支援に向けた健康教室の実施	スポーツ推進課
	41	女性の健康づくりに向けたスポーツ教室の実施	スポーツ推進課	

主要課題<第2>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

★主要課題<第2>を「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。

▼施策の体系



▼現状と課題

性別にかかわらず自分らしい生き方を選択できることは、自己実現につながり、市民一人ひとりが豊かな生活を送るために重要な要素の一つです。

市内の女性の就業に関する状況を見ると、女性の労働力率の上昇、有配偶女性の就業率の上昇に加え、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加していることがうかがえます。また、世帯の少人数化により家庭内での育児や介護の負担が大きくなると予測されることから、育児や介護サービスの充実がより一層重要になることがうかがえます。

市民意識調査より、ワーク・ライフ・バランスの現状について見ると、男女ともに希望がかなえられていません。一方で女性と職業の望ましい関わり方については、特に女性において職業を持ち続けることを求める傾向が高まっています。

女性の就業継続意識と就業率の高まりから、女性が働きやすい環境づくりがますます重要となります。また、女性だけでなく男性も理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていないことから、男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、支援サービスの充実に加え、家事責任やケアワークを男女で分担することができる環境の整備と意識改革にも取り組む必要があります。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
2-1	低年齢児保育(0~2歳児)の定員数	571人	▶	585人
2-1	学童クラブ待機児数	0人	▶	0人
2-2	市民意識調査において、「職場で男女が平等である」と感じる割合	19.6%	▶	25%
2-3	市民意識調査において、「家庭生活で男女が平等である」と感じる割合	27.1%	▶	32%

2-1 家庭と仕事の両立支援の推進

▼取組方針

家庭と仕事の両立の実現に向け、啓発事業と育児や介護に携わる市民の負担軽減に向けたサービスを実施します。また、支援を必要とする市民が適切なサービスを利用できるよう、情報提供を実施し、男女がともに家庭と仕事を両立できる暮らしの実現を支援します。

事業者に対しては、啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた公共調達を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備へ働きかけていきます。

▼具体的な取組

(1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進

No.	施策	施策の概要		
1	ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて市民の理解を広げるため、周知・啓発と情報収集に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		42	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・発信	協働推進課
		43		各課
44	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集	協働推進課		
2	ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ	希望するワーク・ライフ・バランスの実現しやすい環境を整えるため、市として男女共同参画の視点を公共調達に取り入れるとともに、事業所に対し労働時間の短縮や育児・介護休業制度の活用を働きかけます。		
		主要事業		担当課
		45	男女共同参画の視点から見た公共調達	契約管財課
		46	労働時間短縮に向けた取組	シティセールス推進課
47	育児・介護休業制度の普及・促進	シティセールス推進課		
3	ポジティブ・アクションの推進	ポジティブ・アクションの推進に向けて、市民に対し広く啓発を行うほか、労働関係法の啓発促進に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		48	ポジティブ・アクションの普及・啓発	協働推進課
49	市内企業・事業者への労働関係法の啓発促進	協働推進課		

(2) 子育て支援サービスの充実

No.	施策	施策の概要		
1	乳幼児保育の充実	乳幼児保育の充実に向けて、多様な保育サービスを実施し、認証保育所に対する支援の充実に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		50	低年齢児保育の充実	子ども育成課
		51	就労形態に合わせた保育サービスの提供	子ども育成課
		52	認証保育所への支援の充実	子ども育成課
2	児童の健全育成の充実	児童の放課後の居場所づくりに向けて、児童館事業や学童クラブ事業等を実施します。		
		主要事業		担当課
		54	児童館の整備・充実	子ども育成課
		55	学童クラブの充実	子ども育成課
56	ふっさっ子の広場の充実	生涯学習推進課		
3	育児相談・指導の充実	子育て中の親が育児相談や指導を適切に受けられるよう、子ども家庭支援センター事業や講座を実施します。		
		主要事業		担当課
		57	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援課
		58	相談業務の実施（再掲）	健康課
59	パパママクラスの実施（再掲）	健康課		

No.	施策	施策の概要		
4	交流を通じた育児支援の推進	子育て中の親の孤立を防ぐため、産前・産後の親を支援するヘルパー事業や、子育て中の親同士の交流の場づくりに取り組みます。		
		主要事業		担当課
		60	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子ども家庭支援課
		61	子育てひろば事業の充実	子ども育成課
		62	子育てネットワークづくりの促進	子ども家庭支援課
63	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	子ども家庭支援課		

(3) 介護支援サービスの充実

No.	施策	施策の概要		
1	介護サービスの充実	介護と仕事の両立が実現できるよう、介助者の介護負担を軽減させるため、配食サービスをはじめ、各種サービスの充実に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		64	配食サービスの実施	介護福祉課
65	地域包括支援センター事業の充実	介護福祉課		

(4) 適切な情報提供の実施

No.	施策	施策の概要	
1	福祉に対する理解の推進	福祉教育を充実させることにより、介護や育児に対する理解を促進し、あらゆる人の人権を尊重する意識を醸成します。	
		主要事業	
66	福祉教育の充実	教育指導課	

2-2 多様な働き方への支援

▼取組方針

男女がともに希望する働き方を実現するためには、女性の多様な働き方の支援に取り組むことが必要です。特に、出産や子育てで中断されやすい女性への支援は欠かせないものであり、女性の自己啓発のための支援や労働に関する法律・制度の周知、再就職のための支援など、就労支援に関する情報提供を実施します。

▼具体的な取組

(1) 女性の自己啓発の推進

No.	施策	施策の概要		
1	女性の自己啓発のための支援	女性が就業に向けて自己の能力を伸ばすことができるよう、講座の開催を通して支援します。		
		主要事業		担当課
		67	自己啓発に関する学級、講座の実施	公民館

(2) 女性の就業・再就職支援

No.	施策	施策の概要		
1	就労環境の整備	労働に関する法律や制度について周知し、女性の多様な働き方が実現できるよう環境整備に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		68	改正男女雇用機会均等法の実効性の確保	シティセールス推進課
		69	労働に関する相談体制の整備	シティセールス推進課
70	再雇用制度、パートタイム労働法等の普及促進	シティセールス推進課		

(3) 就労に関する情報収集と提供

No.	施策	施策の概要		
1	女性のための 就労支援の充 実	女性が働く場を見つけることができるよう、女性に対する就業情報の収集と提供に取り組みます。		
		主要事業		
		71	ハローワーク等と連携した求人情報の提供	担当課 シティセールス 推進課
2	男女共同参画 社会の形成に 向けての事業 者への情報提 供	働く人が希望する働き方を実現させるためには事業者の認識も重要であるため、事業者に向けて情報提供を行います。		
		主要事業		
		72	男女共同参画社会の形成に向けての事業者への情報提供	シティセールス 推進課
		73		協働推進課

2-3 家庭における男女共同参画の推進

▼取組方針

家事・育児・介護等に性別に関わりなく参画するために、家庭への参画を推進するための講座等の実施や、家庭における男女の共同分担意識の醸成に向け取り組みます。家事・育児・介護等が、固定的役割分担の意識により、女性ばかりへの負担とならないよう支援します。

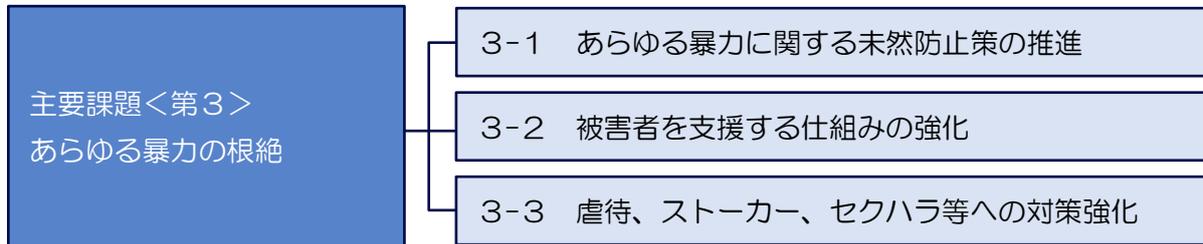
▼具体的な取組

(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	家庭における 共同参画意識 の醸成	家庭において男女がともに家事・育児・介護に取り組む意識を持つことができるよう啓発や講座を実施します。		
		主要事業		
		74	講座等の開催によるワーク・ライフ・バランスについて考える機会の提供	公民館
		75	家族介護支援事業の充実	介護福祉課

主要課題＜第3＞あらゆる暴力の根絶

▼施策の体系



▼現状と課題

暴力は犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害です。暴力の形は多様化しているため、引き続き根絶に向けた取組が必要です。

暴力の防止と被害者の支援の充実に向け、専門の相談機関を利用しやすくすることや、市民にDVの正しい知識を啓発することが重要です。

市民意識調査より、配偶者や交際相手等からどのような暴力を受けた経験があるかについては、「暴力を受けた経験はない」が最も多くなっていますが、その一方でDVの被害経験がある人は一定数みられています。

配偶者等からの暴力は、殴る・蹴るといった身体的暴力に加え、無視する・行動を制限するといった精神的な暴力、働かせない・お金を渡さないといった経済的な暴力等多岐にわたっており、近年ではデートDVやストーカー行為等、多様化しています。男性が被害者となることもあり、その場合は周囲からの理解が得られない、相談しづらい、といった課題もあります。また、新型コロナウイルスの影響による外出自粛のため、DVや虐待の増加が懸念されており、より一層、被害者が相談しやすい体制を整えていく必要があります。

DV被害の相談については、市民意識調査によると、男女ともに「だれ（どこ）にも相談しなかった」が半数近くに上っています。専門の相談機関を利用しやすくすることに加え、身近な相談者となった場合に適切に対応できるよう、市民に対してDVの正しい知識を啓発することが重要です。

暴力の根絶に向け、関係機関だけでなく、企業や市民等、様々な主体が連携してあらゆる暴力の防止に向けた取組や啓発を進める必要があります。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
3-2	市民意識調査において、配偶者や交際相手等から暴力を受けた際「だれ（どこ）にも相談しなかった」割合	44.7%	▶	35%以下
3-2	市民意識調査における「女性悩みごと相談」の認知度	22.1%	▶	27%

3-1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進

★施策の方向 3-1 を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

▼取組方針

配偶者暴力（DV）の根絶に向け、市民一人ひとりが暴力に対する正しい知識を持つことにより、暴力を未然に防ぐための取組へつながります。

市民に向けてDVやデートDVに関する啓発活動や情報提供を実施します。デートDVについては、新成人への啓発や子ども向けガイドブックで中学生への啓発を行い、今後も若い世代への啓発を継続します。

▼具体的な取組

(1) DV・デートDVに関する正しい知識の啓発

No.	施策	施策の概要		
1	DV・デートDVに関する啓発の実施	市民がDVやデートDVについて理解することを目的として、様々な媒体を通じ、広く市民の意識啓発に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		76	配偶者等からの暴力防止に関する意識啓発の充実	協働推進課
		77	デートDVについての啓発の推進	協働推進課
		78	男女共同参画情報誌の発行（再掲）	協働推進課
2	人権について考える機会の提供	男女がお互いの性を尊重し暴力に至ることのないよう、人権について考えるための講座を実施します。		
		主要事業		担当課
		79	人権に関する啓発の促進	秘書広報課
3	人権に配慮した取組の推進	事業や日常の業務等さまざまな場面において、職員は、常に人権意識を持ち、適切な表現や対応を行います。		
		主要事業		担当課
		80	人権に配慮した取組の実施	各課

3-2 被害者を支援する仕組みの強化

★施策の方向 3-2を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

▼取組方針

被害者を支援し暴力を繰り返さないために、相談体制を整え、相談窓口の周知に努めるとともに、被害者が確実に守られるよう支援体制の確立に向けて取り組みます。

市民意識調査の結果では、暴力を受けたが「だれにも相談しなかった」という回答が高い割合であることから、本市で行う「女性悩みごと相談」やその他の相談窓口の周知に努め、相談しやすい体制を整えていく必要があります。

▼具体的な取組

(1) 相談体制の強化と周知

No.	施策	施策の概要		
1	DVに関する相談窓口の周知	DVを受けた被害者が相談を受けられるよう、相談窓口の設置、周知に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		81	「DV防止法」に基づく通報についての周知	協働推進課
		82		社会福祉課
83	女性悩みごと相談窓口の充実	社会福祉課		

(2) 被害者の自立支援の推進

No.	施策	施策の概要		
1	被害者に対する支援措置の実施	DVやストーカー等により暴力を受けた被害者を保護し、自立を支援するため、被害者に対する支援措置を実施します。		
		主要事業		担当課
		84	被害者の自立のための相談・支援	社会福祉課
		85		子ども家庭支援課
		86	DVやストーカー行為被害者等の支援	総合窓口課
87	選挙管理委員会事務局			

3-3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化

▼取組方針

暴力には、虐待やストーカー、ハラスメント等、身体的なものから精神的に苦痛を与えるものまで幅広く含まれるため、あらゆる形態の暴力に対して対策を実施します。

ハラスメント防止のための研修を実施するほか、虐待については各関連機関と連携を図りながら対応し、早期発見と適切な対処に努めます。

▼具体的な取組

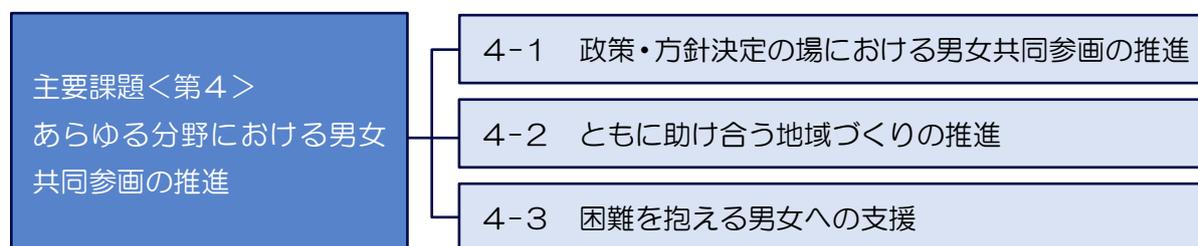
(1) 早期発見のための取組と連携強化

No.	施策	施策の概要		
1	ハラスメント防止に向けた取組の推進	職員に対する研修を通してハラスメントについての正しい理解を促進するとともに、市民・企業に対するハラスメント防止のための啓発を実施し、ハラスメントを根絶するための雰囲気づくりに取り組みます。		
		主要事業		
		88	ハラスメント防止研修の充実	職員課
		89	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	協働推進課
		90	企業に対するハラスメント防止の啓発	協働推進課
2	高齢者への虐待防止の取組の充実	高齢者虐待について市民に啓発を行うとともに、相談窓口の充実を図ることにより、高齢者が被害を受けた場合に適切な支援につなげます。		
		主要事業		
		91	高齢者虐待の防止のための意識啓発	介護福祉課
		92	高齢者虐待相談窓口の充実	介護福祉課

No.	施策	施策の概要		
3	児童への虐待防止の取組の充実	虐待から児童が守られるよう、児童虐待防止に向けた啓発と、相談体制の整備、早期の発見から支援につなげるための各機関との連携に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		93	相談・通告窓口の充実	子ども家庭支援課
		94	児童虐待の防止のための意識啓発	子ども家庭支援課
		95		教育指導課
		96	早期発見・早期支援の取組	障害福祉課
		97		健康課
		98		子ども育成課
		99		子ども家庭支援課
		100		教育支援課
		101	民生児童委員、主任児童委員活動との連携	社会福祉課
		102		教育支援課
		103	児童相談所等関係機関との連携の強化	子ども家庭支援課
		104		教育支援課
105	子どもの安全を守るための取組	教育指導課		
4	障害者への虐待防止の取組の充実	障害者に対する虐待を防ぐため、虐待防止に向けた啓発に取り組むとともに、虐待発見後の対処につなげるため、障害者虐待に関する通報を受け取る相談事業を関係機関と連携して実施します。		
		主要事業		担当課
		106	障害者虐待防止のための支援	障害福祉課
		107	早期発見・早期支援の取組	障害福祉課

主要課題<第4>あらゆる分野における男女共同参画の推進

▼施策の体系



▼現状と課題

誰もが個々の個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画することで、多様な視点が確保され、様々な人が暮らしやすい社会の実現につながります。

審議会等における女性参画の状況は令和2年4月1日には、女性委員の比率が30.7%と、目標の30%を達成しました。あらゆる場で更に女性が活躍できるようにするためには、女性のエンパワーメントについて周知を徹底し、女性自身が積極的に参加しやすい環境づくりが必要とされています。

また、市民意識調査結果より、防災・災害復興対策においては性別に配慮した避難所の設置・運営体制の検討を求める割合が高く、前回より増加しています。災害リスクが高まる中で、性差への配慮を伴った防災・災害復興対策を推進することが重要です。

さらに、困難を抱える男女への支援も重要な課題であり、ひとり親家庭への支援のほか、性的少数者への理解と支援、在住外国人への支援など「多様性の尊重」を考えながら、取組を行うことが必要です。

▼数値目標

施策の方向	項目	現状値 令和元年度	▶	目標値 令和8年度
4-1	審議会等における女性委員の割合	30.7%	▶	35%
4-1	市職員における女性の割合	37.6%	▶	40%
4-1	市民意識調査において、「政治について男女が平等である」と感じる割合	9.8%	▶	14%
4-2	市民意識調査において、「自治会やNPO等の地域活動の場で男女が平等である」と感じる割合	25.0%	▶	30%

4-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

★施策の方向 4-1 を「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。

▼取組方針

男女がともに政策・方針決定の場に参画するため、審議会等への女性委員の登用や市民参加を促進するとともに、庁内において男女共同参画を推進し、市政運営に当たっての男女が平等となるよう環境を整えます。また、女性リーダーを育成する機会を設け、女性の活躍の場を広げます。

▼具体的な取組

(1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映

No.	施策	施策の概要		
1	審議会等への女性の登用の促進	審議会等への女性登用を全庁的に促進するため、各課で女性の登用を推進するとともに、目標値の周知に取り組みます。		
		主要事業		
		108	女性委員の登用の促進	各課
		109	女性委員の登用の目標値の周知	協働推進課
2	市政への女性意見の反映	市政への市民参画を進めるに当たり、女性の意見を反映する機会をつくるための意識啓発等に取り組みます。		
		主要事業		
		110	市民参画の機会の充実	各課
		111	女性の意見反映の機会の充実	各課
		112	男女共同参画に関する総合的な啓発の機会の提供（再掲）	公民館
		113		協働推進課
114	男女共同参画セミナーの実施（再掲）	協働推進課		

(2) 女性リーダーの育成

No.	施策	施策の概要		
1	女性人材の発掘及び育成	女性人材の発掘及び育成に向け、女性人材の情報収集・提供に取り組みます。		
		主要事業		
		115	女性人材情報の収集と提供	協働推進課
2	女性の参画機会の提供	女性の能力を活かす場を提供することにより、女性の活躍する場を拡大します。		
		主要事業		
		116	リーダー養成のための学習機会の提供	公民館
		117	市民参画の機会の拡充	各課

(3) 庁内における男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	女性職員の積極的登用	女性職員比率の向上、女性登用の推進に向け、採用活動や任用制度の見直しを行うとともに、性別によらない職員配置に取り組みます。		
		主要事業		
		118	女性職員比率向上	職員課
		119	適材適者の登用に向けた人材の育成	職員課
2	市庁内における男女平等の徹底	120	管理職への女性職員の積極的登用	職員課
		主要事業		
		121	研修を通じた男女共同参画社会形成への促進	職員課
		122	ハラスメント防止研修の充実（再掲）	職員課
		123	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	各課
		124	旧姓使用選択制の継続	職員課
		125	男女平等推進条例の創設検討	協働推進課

4-2 とともに助け合う地域づくりの推進

▼取組方針

地域の中で男女が平等に参画できるよう地域活動を推進し、地域でのつながり・居場所づくりに取り組み、地域内での連携が図られるよう推進します。また、防災の取組として、男女共同参画の視点のみならず、多様な視点を取り入れた、あらゆる市民にとっての災害対策を推進します。

▼具体的な取組

(1) 地域活動への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	地域活動の推進	地域において男女が平等に活動に参画できるよう、情報提供や活動の促進に取り組みます。		
		主要事業		担当課
		126	地域活動情報の提供	秘書広報課
		127	社会教育活動、地域活動への参加の推進	生涯学習推進課

(2) 地域防災への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要		
1	防災意識の醸成	災害時に性別にかかわらず市民が協力し合うため、防災に関して学ぶ機会を設けることで、意識づくりを推進します。また、男女の性差や外国人等の多様なニーズに配慮した避難所運営や備蓄品の管理を行います。		
		主要事業		担当課
		128	防災啓発の推進	安全安心 まちづくり課
		129	避難所運営の検討	安全安心 まちづくり課

4-3 困難を抱える男女への支援

▼取組方針

家庭の状況や個々の事情、国籍等により、社会とのつながりを保つことが難しい状況にある、ひとり親家庭、在住外国人、性的少数者等、複合的な困難を抱えやすい人たちを対象として、相談支援や意思疎通の支援等、多様性に配慮した支援に取り組みます。

また、多様性への理解を深めるため、啓発を行っていきます。

▼具体的な取組

(1) ひとり親家庭や性的少数者、外国人等への支援

No.	施策	施策の概要		
1	ひとり親家庭への支援の充実	困難を抱える可能性のあるひとり親家庭に対して、生活及び家事援助サービス、就労支援や情報提供を行い、家庭と仕事の両立に向けた支援を行います。		
		主要事業		
		130	ひとり親家庭への就労相談・支援の充実	
		131		
担当課				
		子ども育成課	子ども家庭支援課	
2	性的少数者に配慮した取組の推進	性的少数者が性別の枠にとらわれることなく、社会に参画していくことを支援するための取組を行います。		
		主要事業		
		132	性的少数者に配慮した取組の実施	各課
3	外国人に配慮した支援	外国にルーツを持つ人に対し、行政でのコミュニケーションを支援するとともに、意思疎通に不安のある人が安心して市のサービスを受けられるよう、支援を行います。		
		主要事業		
		133	テレビ電話多言語通訳サービスの実施	各担当課
		134	日本語通訳者派遣事業の実施	各担当課
		135	多言語A I 等活用事業の実施	行政管理課

(2) 多様性の尊重

No.	施策	施策の概要		
1	多様性への理解の促進	性的少数者や外国人など、多様な背景を抱える人たちへの理解を広く浸透させることで、それぞれが住みやすい社会を目指します。 情報誌やホームページ、講座等を通し、多様性への理解促進のため、啓発を行います。		
		主要事業		担当課
		136	人権に関する啓発の促進（再掲）	秘書広報課
		137		各課
138	多様性への理解の促進	協働推進課		

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制の充実

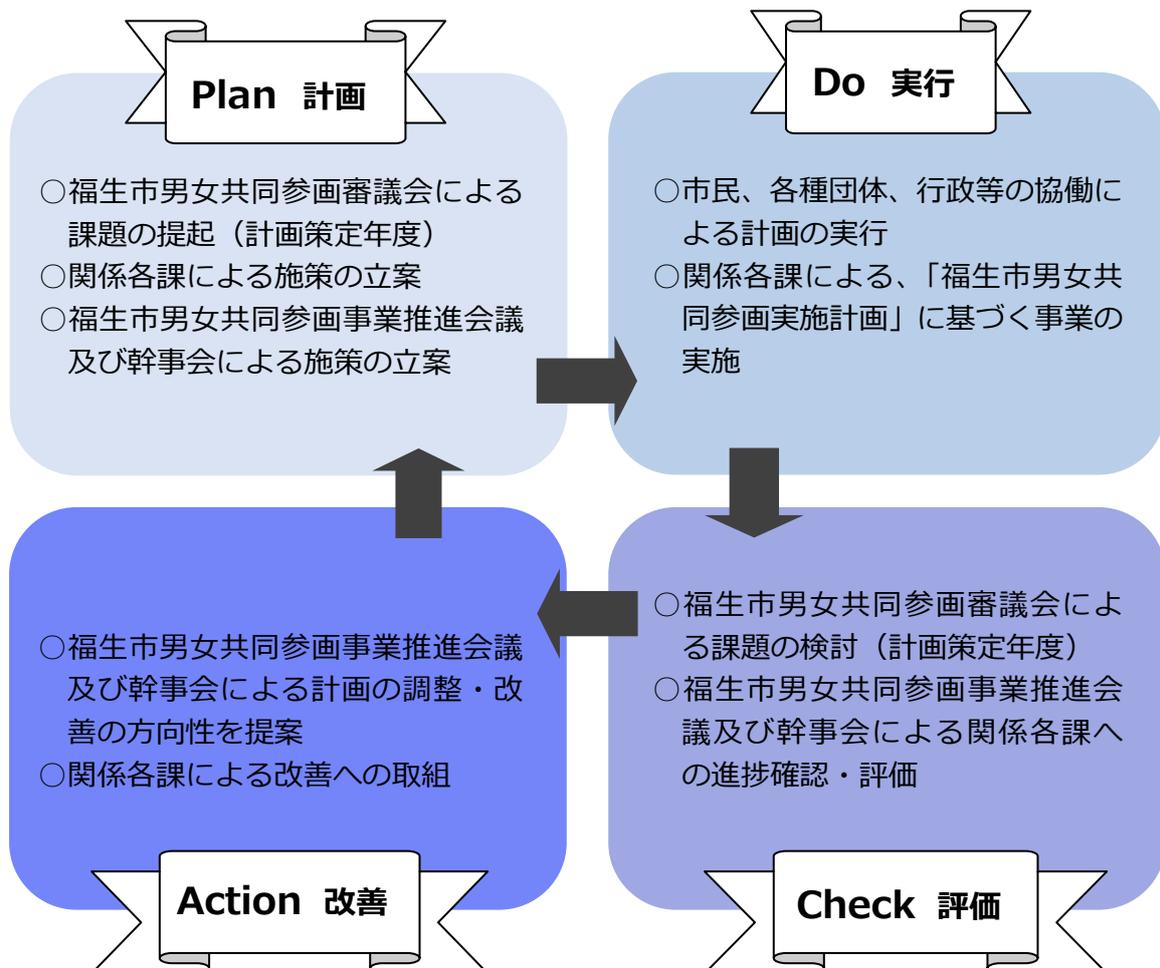
本計画で位置付けた施策の効果的な実施に向けて、庁内外の組織や各課の職員が連携しながら事業を推進する体制を確立します。

計画の実効性の確保に向けて、PDCA (Plan Do Check Action) の視点に基づく進捗管理を行います。計画に位置付けた取組について、市民に対するアンケート調査の結果や各課への進捗状況調査の結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。

また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。

庁内の施策の計画的な実施に当たっては、計画年度3年間の「福生市男女共同参画実施計画」を策定し、毎年度見直しを行います。

① 計画の推進体制



②各組織の役割

◆福生市男女共同参画審議会◆

学識経験者や市民等の代表から、市長による委嘱を受けた6名までの委員によって構成される審議会です。委員の任期は市長の諮問から答申を提出するまでで、市長の諮問に応じて計画策定に向けた基本的な方針を審議します。

◆福生市男女共同参画事業推進会議◆

生活環境部長を座長に据えた、庁内の14の課の課長・主幹で構成する会議です。福生市男女共同参画行動計画に基づく事業の推進に当たって、計画の推進及び総合調整、計画の変更に関することを所掌します。毎年度、各課で実施計画を作成し、その目標内容および進捗状況の確認を行います。また、会議には幹事会を設置します。

◆福生市男女共同参画事業推進会議幹事会◆

福生市男女共同参画審議会の事務局を務める協働推進課内に設置される会議です。

必要に応じて幹事会を開催し、男女共同参画の推進を図ります。計画策定時には、具体的な事業についての検討等を行います。

(2)市民との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、市民・市民団体・事業所等と連携して施策の実施を推進していくことが重要です。男女共同参画に向けての取組に当たっては、市民団体の活動や、講演やセミナー等の実施等により、市民が男女共同参画事業の担い手となる機会をつくり出し、市民と行政が一体となって計画の推進に努めます。

また、本計画の進捗状況を広く市民に公開します。

(3)国・都・他区市町村や企業等との連携

男女共同参画の事業の実施に当たっては、本市だけの解決が困難な課題も存在します。事業所における労働環境の改善に向けた働きかけや女性の就業に対する支援、DVをはじめとした暴力の被害者に対する保護・支援等については、必要に応じて他の機関を紹介するなど、国・東京都・関係機関と連携して対応します。また、問題の解決に当たって国や東京都が措置を講じる必要があると考えられる場合には、必要に応じて要望書の提出や提言を行います。

また、他の区市町村や企業等の取組についても情報収集を行い、必要に応じて視察を行うなど、本市の取組の参考とします。